

第3章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

事業の実施計画地の位置及び周囲の状況については、図 3-1-1 及び図 3-1-2 に示すとおりである。事業計画地は、広島市の北部に位置し、安芸高田市との市境界に近く、廃棄物搬入車両は、安芸高田市からゆずりは農道を経由して最終処分場に進入してくる。事業計画地の周囲は、針葉樹林等の山林で囲まれた谷部に位置し、他の安定型最終処分場が隣接し、その処分場から道路を挟んですぐに民家が存在する。その周辺の民家は 10 軒程度で、住民が集まる上倉集会所は埋立て搬入入り口から約 200m 離れている。下流域には碎石場が数多くみられる。

なお、事業計画地周辺の自然的及び社会的な公共データ及び既存調査結果は以下に示すとおりである。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境

(1) 気象

事業計画地周辺は、瀬戸内海気候と呼ばれる海洋性気候であり、四季を通じて温暖である。

広島地方気象台における気温、降水量等は表 3-1-1 に示すとおりである。これによると過去 5 年間の平均気温は 16.4℃、降水量は 1,633.2mm、風速は 3.8m/s となっている。

表 3-1-1 主な気象要素の観測結果（広島地方気象台）

年次	気温（℃）					降水量 （mm）	風速 （m/s）
	平均			極値			
	平均	日最高	日最低	最高	最低	総量	平均
平成 14 年	16.5	21.3	12.6	36.8	-2.6	1,272.5	3.9
平成 15 年	16.1	20.6	12.5	34.1	-3.9	1,709.5	3.7
平成 16 年	17.0	21.8	12.9	38.6	-4.0	1,902.0	3.9
平成 17 年	16.1	20.8	12.2	35.8	-4.0	1,322.5	3.7
平成 18 年	16.3	20.8	12.6	36.5	-2.9	1,959.5	3.7
平均	16.4	21.1	12.6	36.4	-3.5	1,633.2	3.8

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版」（平成 18 年 3 月、広島市）

「広島県の気象 平成 17 年(2005 年)年報」（平成 18 年、広島地方気象台）

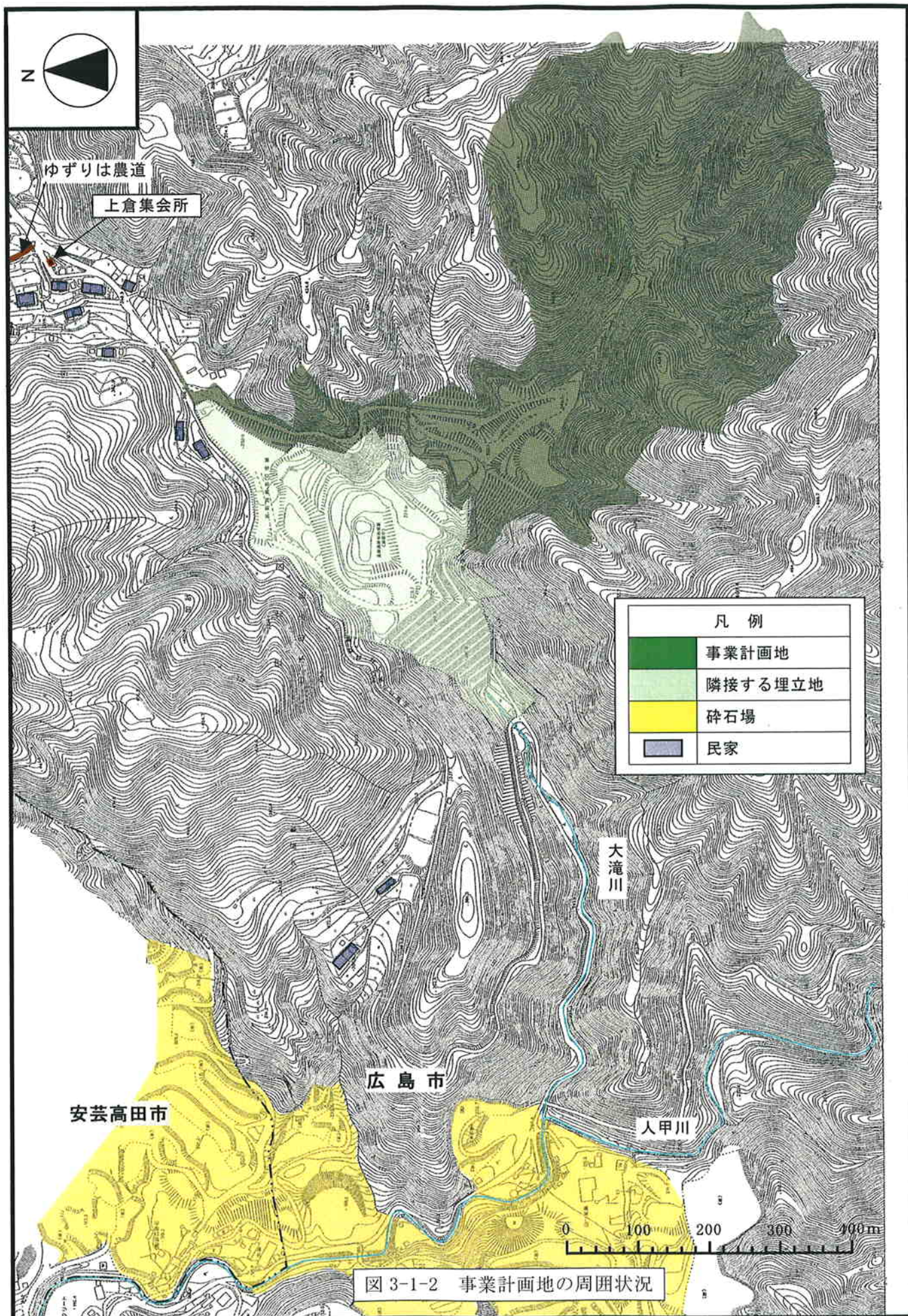
「広島県の気象 平成 18 年(2006 年)年報」（平成 19 年、広島地方気象台）



S = 1 : 300,000



図 3-1-1 事業計画地の位置



(2) 大気質

① 二酸化硫黄

事業計画地周辺における二酸化硫黄の測定は、図 3-1-3 に示す一般環境大気測定局の安佐南区役所及び伴小学校の 2 測定局において実施されている。二酸化硫黄測定結果は、表 3-1-2 に示すとおりである。

測定結果によると、二酸化硫黄はいずれの測定局においても環境基準を達成していた。

表 3-1-2 二酸化硫黄測定結果

【測定局：安佐南区役所（安佐南）（第一種住居地域）】

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合 ^{注 1)}		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数 ^{注 2)}	環境基準適否 ^{注 3)}
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	
平成 13 年度	365	8,708	0.005	0	0.0	0	0.0	0.023	0.009	0	適
平成 14 年度	363	8,699	0.005	0	0.0	0	0.0	0.024	0.008	0	適
平成 15 年度	366	8,738	0.005	0	0.0	0	0.0	0.017	0.008	0	適
平成 16 年度	364	8,710	0.005	0	0.0	0	0.0	0.021	0.009	0	適
平成 17 年度	361	8,648	0.005	0	0.0	0	0.0	0.023	0.009	0	適

【測定局：伴小学校（第一種住居地域）】

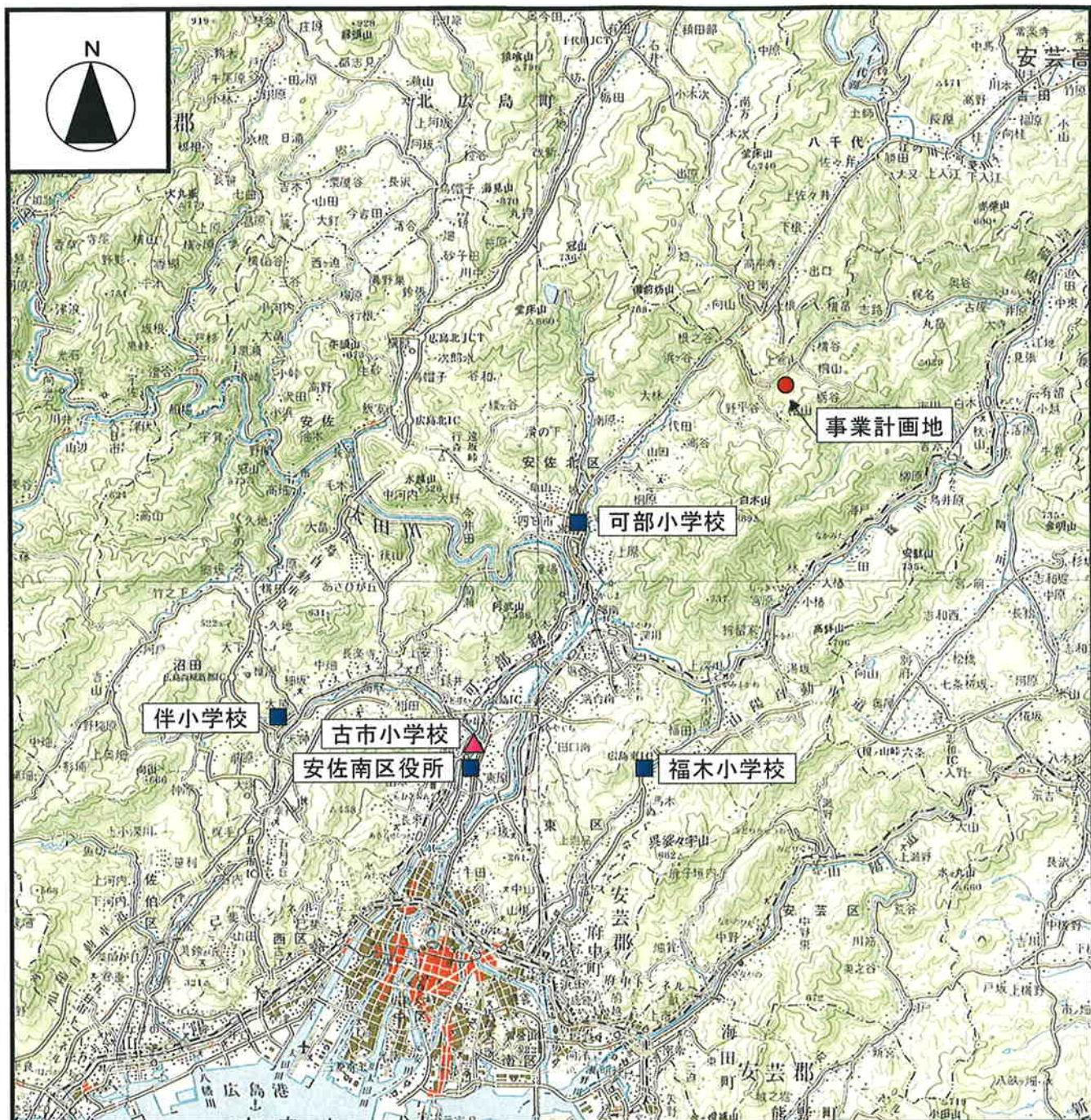
年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合 ^{注 1)}		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数 ^{注 2)}	環境基準適否 ^{注 3)}
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	
平成 13 年度	363	8,682	0.004	0	0.0	0	0.0	0.017	0.008	0	適
平成 14 年度	359	8,500	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.003	0	適
平成 15 年度	355	8,413	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	0	適
平成 16 年度	361	8,570	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	0	適
平成 17 年度	345	8,233	0.001	0	0.0	0	0.0	0.015	0.003	0	適

注 1) 日平均値の評価は、1 日のうち 1 時間値の欠測が 4 時間を超えた場合は適用しない。

注 2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が、0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% の範囲の日平均値を除外した後の日平均値（日平均値の 2% 除外値）のうち、0.04ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 2 日以上連続した延べ日数のうち、2% 除外当該日に入っている日数分については除外しない。

注 3) 「環境基準適否」の評価は、「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数」が 0 の場合を「適」で示す。

資料：「広島市の環境」（平成 14～18 年度版、広島市環境局）



凡 例	
■	一般環境大気測定局
▲	自動車排出ガス測定局

S = 1 : 200,000



図 3-1-3 大気測定局設置位置等

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」
(平成 19 年 2 月、広島市環境局)

② 二酸化窒素

事業計画地周辺における二酸化窒素の測定は、図 3-1-3 (P3-5) に示す一般環境大気測定局の安佐南区役所、可部小学校、福木小学校及び伴小学校の 4 測定局と、自動車排出ガス測定局の古市小学校の計 5 測定局において実施されている。二酸化窒素測定結果は、表 3-1-3 (1), (2) に示すとおりである。

測定結果によると、二酸化窒素はいずれの測定局においても環境基準を達成していた。

表 3-1-3 (1) 二酸化窒素測定結果

【測定局：安佐南区役所（安佐南）（第一種住居地域）】

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合 ^{注 1)}		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合 ^{注 1)}		日平均値の年間 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数 ^{注 2)}	環境基準適否 ^{注 3)}
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
平成 13 年度	364	8,712	0.023	0.085	0	0.0	7	1.9	0.039	0	適
平成 14 年度	364	8,710	0.022	0.079	0	0.0	4	1.1	0.039	0	適
平成 15 年度	366	8,741	0.022	0.087	0	0.0	8	2.2	0.040	0	適
平成 16 年度	365	8,711	0.022	0.084	0	0.0	1	0.3	0.036	0	適
平成 17 年度	358	8,595	0.021	0.076	0	0.0	4	1.1	0.038	0	適

【測定局：可部小学校（第二種住居地域）】

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合 ^{注 1)}		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合 ^{注 1)}		日平均値の年間 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数 ^{注 2)}	環境基準適否 ^{注 3)}
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
平成 13 年度	365	8,718	0.018	0.063	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適
平成 14 年度	362	8,669	0.018	0.061	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適
平成 15 年度	364	8,689	0.018	0.065	0	0.0	0	0.0	0.032	0	適
平成 16 年度	365	8,717	0.017	0.059	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適
平成 17 年度	365	8,711	0.017	0.057	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適

注 1) 日平均値の評価は、1 日のうち 1 時間値の欠測が 4 時間を超えた場合は適用しない。

注 2) 「98% 値評価による日平均値が、0.06ppm を超えた日数」とは、年間における日平均値のうち低い方から 98% の範囲（日平均値の年間 98% 値）にあり、かつ 0.06ppm を超えた日数をいう。また、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については適用しない。

注 3) 「環境基準適否」の評価は、「98% 値評価による日平均値が、0.06ppm を超えた日数」が 0 の場合を「適」で示す。

資料：「広島市の環境」（平成 14～18 年度版、広島市環境局）

表 3-1-3 (2) 二酸化窒素測定結果

【測定局：福木小学校（第一種中高層住居専用地域）】

年度	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間 値の最 高値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数 とその割合 注 1)		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とそ の割合 注 1)		日 平 均 値 の 年 間 98% 値	98% 値 評 価 による日 平均値が 0.06ppm を 超えた日 数 注 2)	環境 基準 適否 注 3)
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
平成 13 年度	363	8,699	0.018	0.063	0	0.0	1	0.3	0.032	0	適
平成 14 年度	365	8,718	0.018	0.058	0	0.0	0	0.0	0.032	0	適
平成 15 年度	366	8,734	0.018	0.063	0	0.0	1	0.3	0.033	0	適
平成 16 年度	362	8,685	0.017	0.059	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適
平成 17 年度	365	8,717	0.017	0.066	0	0.0	1	0.3	0.032	0	適

【測定局：伴小学校（第一種住居地域）】

年度	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間 値の最 高値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数 とその割合 注 1)		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とそ の割合 注 1)		日 平 均 値 の 年 間 98% 値	98% 値 評 価 による日 平均値が 0.06ppm を 超えた日 数 注 2)	環境 基準 適否 注 3)
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
平成 13 年度	365	8,719	0.014	0.068	0	0.0	0	0.0	0.031	0	適
平成 14 年度	364	8,711	0.013	0.062	0	0.0	1	0.3	0.028	0	適
平成 15 年度	360	8,644	0.014	0.061	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適
平成 16 年度	349	8,430	0.013	0.052	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適
平成 17 年度	359	8,619	0.014	0.063	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適

【測定局：古市小学校（近隣商業地域）】

年度	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間 値の最 高値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数 とその割合 注 1)		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とそ の割合 注 1)		日 平 均 値 の 年 間 98% 値	98% 値 評 価 による日 平均値が 0.06ppm を 超えた日 数 注 2)	環境 基準 適否 注 3)
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
平成 13 年度	365	8,720	0.026	0.075	0	0.0	7	1.9	0.039	0	適
平成 14 年度	364	8,708	0.025	0.080	0	0.0	5	1.4	0.038	0	適
平成 15 年度	364	8,711	0.026	0.080	0	0.0	9	2.5	0.041	0	適
平成 16 年度	365	8,719	0.025	0.078	0	0.0	4	1.1	0.038	0	適
平成 17 年度	365	8,703	0.023	0.072	0	0.0	3	0.8	0.037	0	適

注 1) 日平均値の評価は、1 日のうち 1 時間値の欠測が 4 時間を超えた場合は適用しない。

注 2) 「98% 値評価による日平均値が、0.06ppm を超えた日数」とは、年間における日平均値のうち低い方から 98% の範囲（日平均値の年間 98% 値）にあり、かつ 0.06ppm を超えた日数をいう。また、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については適用しない。

注 3) 「環境基準適否」の評価は、「98% 値評価による日平均値が、0.06ppm を超えた日数」が 0 の場合を「適」で示す。

資料：「広島市の環境」（平成 14～18 年度版、広島市環境局）

③ 光化学オキシダント

事業計画地周辺における光化学オキシダントの測定は、図 3-1-3 (P3-5) に示す一般環境大気測定局の安佐南区役所、可部小学校、福木小学校及び伴小学校の 4 測定局において実施されている。光化学オキシダント測定結果は、表 3-1-4(1), (2) に示すとおりである。

測定結果によると、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準を達成していなかった。

表 3-1-4 (1) 光化学オキシダント測定結果

【測定局：安佐南区役所（安佐南）（第一種住居地域）】

年度	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間 値の年 平均値	昼間の 1 時間 値の最 高値	昼間の 1 時間 値が 0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間値 が 0.12ppm 以上 の日数と時間数		環境基準 適否 ^{注)}
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	
平成 13 年度	364	5,323	0.029	0.122	78	395	2	4	否
平成 14 年度	364	5,329	0.027	0.115	66	286	0	0	否
平成 15 年度	360	5,260	0.030	0.118	87	443	0	0	否
平成 16 年度	364	5,338	0.029	0.115	82	373	0	0	否
平成 17 年度	365	5,344	0.030	0.103	88	448	0	0	否

【測定局：可部小学校（第二種住居地域）】

年度	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間 値の年 平均値	昼間の 1 時間 値の最 高値	昼間の 1 時間 値が 0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間値 が 0.12ppm 以上 の日数と時間数		環境基準 適否 ^{注)}
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	
平成 13 年度	365	5,349	0.026	0.103	49	212	0	0	否
平成 14 年度	363	5,302	0.025	0.123	51	194	1	1	否
平成 15 年度	365	5,351	0.027	0.099	58	290	0	0	否
平成 16 年度	357	5,223	0.029	0.115	76	353	0	0	否
平成 17 年度	363	5,369	0.027	0.112	90	479	0	0	否

注)「環境基準適否」の評価は、「昼間(5時から20時)の1時間値が0.06ppmを超えた時間数」が0の場合を「適」とする。

資料：「広島市の環境」（平成14～18年度版、広島市環境局）

表 3-1-4 (2) 光化学オキシダント測定結果

【測定局：福木小学校（第一種中高層住居専用地域）】

年度	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間 値の年 平均値	昼間の 1 時間 値の最 高値	昼間の 1 時間 値が 0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間値 が 0.12ppm 以上 の日数と時間数		環境基準 適否 ^{注)}
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	
平成 13 年度	359	5,317	0.028	0.110	87	413	0	0	否
平成 14 年度	363	5,364	0.030	0.163	105	537	2	6	否
平成 15 年度	366	5,434	0.033	0.121	115	691	2	3	否
平成 16 年度	365	5,428	0.031	0.132	116	669	3	8	否
平成 17 年度	365	5,436	0.032	0.115	118	653	0	0	否

【測定局：伴小学校（第一種住居地域）】

年度	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間 値の年 平均値	昼間の 1 時間 値の最 高値	昼間の 1 時間 値が 0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間値 が 0.12ppm 以上 の日数と時間数		環境基準 適否 ^{注)}
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	
平成 13 年度	365	5,425	0.032	0.130	113	654	1	3	否
平成 14 年度	360	5,345	0.031	0.136	98	508	2	6	否
平成 15 年度	366	5,399	0.031	0.118	102	541	0	0	否
平成 16 年度	364	5,392	0.032	0.133	111	596	2	9	否
平成 17 年度	363	5,389	0.033	0.109	127	699	0	0	否

注)「環境基準適否」の評価は、「昼間(5時から20時)の1時間値が0.06ppmを超えた時間数」が0の場合を「適」とする。

資料:「広島市の環境」(平成14～18年度版、広島市環境局)

④ 浮遊粒子状物質

事業計画地周辺における浮遊粒子状物質の測定は、図 3-1-3 (P3-5) に示す一般環境大気測定局の安佐南区役所、可部小学校、福木小学校及び伴小学校の 4 測定局と、自動車排出ガス測定局の古市小学校の計 5 測定局において実施されている。浮遊粒子状物質測定結果は、表 3-1-5 (1), (2) に示すとおりである。

測定結果によると、浮遊粒子状物質は平成 14 年度の安佐南区役所、可部小学校及び古市小学校において環境基準を達成していなかった。

表 3-1-5 (1) 浮遊粒子状物質測定結果

【測定局：安佐南区役所（安佐南）（第一種住居地域）】

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合 ^{注 1)}		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数 ^{注 2)}	環境基準適否 ^{注 3)}
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	
平成 13 年度	363	8,671	0.033	14	0.2	2	0.6	0.341	0.071	0	適
平成 14 年度	362	8,663	0.028	1	0.0	2	0.6	0.205	0.071	2	否
平成 15 年度	363	8,686	0.028	0	0.0	1	0.3	0.146	0.065	0	適
平成 16 年度	363	8,675	0.025	0	0.0	0	0.0	0.120	0.056	0	適
平成 17 年度	361	8,656	0.028	2	0.0	0	0.0	0.287	0.061	0	適

【測定局：可部小学校（第二種住居地域）】

	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合 ^{注 1)}		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数 ^{注 2)}	環境基準適否 ^{注 3)}
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	
平成 13 年度	362	8,679	0.031	13	0.1	2	0.6	0.250	0.065	0	適
平成 14 年度	355	8,558	0.029	2	0.0	2	0.6	0.221	0.071	2	否
平成 15 年度	366	8,751	0.028	0	0.0	0	0.0	0.164	0.063	0	適
平成 16 年度	344	8,234	0.025	0	0.0	0	0.0	0.110	0.058	0	適
平成 17 年度	360	8,638	0.037	0	0.0	0	0.0	0.115	0.064	0	適

注 1) 日平均値の評価は、1 日のうち 1 時間値の欠測が 4 時間を超えた場合は適用しない。

注 2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が、0.10 mg/m³ を超えた日数」とは、年間にわたる日平均値のうち高い方から 2% の範囲の日平均値を除外した後の日平均値（日平均値の 2% 除外値）のうち、0.10 mg/m³ を超えた日数をいう。ただし、日平均値が基準値を 2 日以上連続して超えた場合には、当該日数分について除外しない。

注 3) 「環境基準適否」の評価は、「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数」が 0 の場合を「適」で示す。

資料：「広島市の環境」（平成 14～18 年度版、広島市環境局）

表 3-1-5 (2) 浮遊粒子状物質測定結果

【測定局：福木小学校（第一種中高層住居専用地域）】

年度	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその割 合 ^{注1)}		1 時間 値の最 高値	日平均 値の2% 除外値	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10 mg/m ³ を超え た日数 ^{注2)}	環境 基準 適否 ^{注3)}
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	
平成 13 年度	362	8,702	0.031	3	0.0	2	0.6	0.224	0.063	0	適
平成 14 年度	363	8,702	0.028	0	0.0	0	0.0	0.139	0.071	0	適
平成 15 年度	366	8,750	0.028	0	0.0	0	0.0	0.174	0.062	0	適
平成 16 年度	361	8,666	0.027	0	0.0	0	0.0	0.111	0.063	0	適
平成 17 年度	365	8,732	0.029	1	0.0	0	0.0	0.232	0.066	0	適

【測定局：伴小学校（第一種住居地域）】

年度	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその割 合 ^{注1)}		1 時間 値の最 高値	日平均 値の2% 除外値	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10 mg/m ³ を超え た日数 ^{注2)}	環境 基準 適否 ^{注3)}
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	
平成 13 年度	363	8,679	0.029	16	0.2	1	0.3	0.313	0.060	0	適
平成 14 年度	364	8,708	0.022	0	0.0	0	0.0	0.128	0.058	0	適
平成 15 年度	351	8,429	0.027	0	0.0	0	0.0	0.120	0.053	0	適
平成 16 年度	362	8,658	0.031	0	0.0	0	0.0	0.127	0.058	0	適
平成 17 年度	361	8,671	0.029	0	0.0	0	0.0	0.121	0.052	0	適

【測定局：古市小学校（近隣商業地域）】

	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその割 合 ^{注1)}		1 時間 値の最 高値	日平均 値の2% 除外値	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10 mg/m ³ を超え た日数 ^{注2)}	環境 基準 適否 ^{注3)}
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	
平成 13 年度	365	8,740	0.036	12	0.1	2	0.5	0.318	0.067	0	適
平成 14 年度	365	8,742	0.033	2	0.0	2	0.5	0.203	0.078	2	否
平成 15 年度	366	8,763	0.031	0	0.0	1	0.3	0.137	0.065	0	適
平成 16 年度	359	8,607	0.028	0	0.0	0	0.0	0.144	0.062	0	適
平成 17 年度	364	8,728	0.026	1	0.0	0	0.0	0.245	0.059	0	適

注 1) 日平均値の評価は、1 日のうち 1 時間値の欠測が 4 時間を超えた場合は適用しない。

注 2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が、0.10 mg/m³ を超えた日数」とは、年間にわたる日平均値のうち高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値（日平均値の 2%除外値）のうち、0.10 mg/m³ を超えた日数をいう。ただし、日平均値が基準値を 2 日以上連続して超えた場合には、当該日数分について除外しない。注 3) 「環境基準適否」の評価は、「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数」が 0 の場合を「適」で示す。

資料：「広島市の環境」（平成 14～18 年度版、広島市環境局）

⑤ 非メタン炭化水素

事業計画地周辺における非メタン炭化水素の測定は、図 3-1-3 (P3-5) に示す自動車排出ガス測定局の古市小学校において実施されている。非メタン炭化水素測定結果は、表 3-1-6 に示すとおりである。

測定結果によると、非メタン炭化水素は指針値を上回っていた。

表 3-1-6 非メタン炭化水素測定結果

【測定局：古市小学校（近隣商業地域）】

年度	測定 時間	6～9時 における年平 均値	6～9 時 測定日数	6～9 時 3 時間 平均値		6～9 時 3 時間平 均値が 0.20ppmC を超えた日数と その割合		6～9 時 3 時間平 均値が 0.31ppmC を超えた日数と その割合		指針値 注)
				最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)	
平成 13 年度	8,219	0.34	359	1.46	0.06	320	89.1	187	52.1	0.20 ～0.31 以下
平成 14 年度	7,449	0.18	314	0.52	0.00	110	35.0	23	7.3	
平成 15 年度	8,458	0.24	355	0.65	0.05	226	63.7	66	18.6	
平成 16 年度	8,533	0.21	360	0.52	0.06	191	53.1	24	6.7	
平成 17 年度	8,608	0.20	363	0.55	0.03	151	41.6	17	4.7	

注) 非メタン炭化水素の指針値は、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（昭和 51 年 8 月 13 日中公審答申）」による。

資料：「広島市の環境」（平成 14～18 年度版、広島市環境局）

⑥ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質については、図 3-1-3 (P3-5) に示す安佐南区役所において測定されている。有害大気汚染物質測定結果は、表 3-1-7 に示すとおりである。

測定結果によると、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、環境基準を達成していた。

表 3-1-7 有害大気汚染物質測定結果

【測定地点：安佐南区役所（一般環境）】

項目	年度	単位	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	環境 基準
ベンゼン		μ g/m ³	2.1	1.5	1.8	2.0	1.6	3 以下
トリクロロエチレン		μ g/m ³	0.060	0.042	0.086	0.098	0.073	200 以下
テトラクロロエチレン		μ g/m ³	0.35	0.24	0.35	0.38	0.20	200 以下
ジクロロメタン		μ g/m ³	0.78	0.66	0.89	0.89	0.75	150 以下
アクリロニトリル		μ g/m ³	0.25	0.073	0.10	0.055	0.068	—
アセトアルデヒド		μ g/m ³	2.5	2.0	2.6	2.8	3.2	—
塩化ビニルモノマー		μ g/m ³	0.034	0.030	0.032	0.030	0.011	—
クロロホルム		μ g/m ³	0.15	0.096	0.16	0.18	0.13	—
酸化エチレン		μ g/m ³	0.098	0.082	0.082	0.10	0.078	—
1,2-ジクロロエタン		μ g/m ³	0.11	0.054	0.078	0.098	0.063	—
1,3-ブタジエン		μ g/m ³	0.47	0.32	0.50	0.27	0.19	—
ベンゾ[a]ピレン		ng/m ³	0.44	0.29	0.31	0.29	0.35	—
ホルムアルデヒド		μ g/m ³	3.4	2.9	3.5	3.4	3.4	—
水銀及びその化合物		ng/m ³	2.4	2.1	2.2	2.6	2.1	—
ニッケル化合物		ng/m ³	3.2	3.7	1.5	1.3	2.5	—
ヒ素及びその化合物		ng/m ³	1.2	1.3	1.3	1.1	1.7	—
バリウム及びその化合物		ng/m ³	0.028	0.066	(0.039)	(0.027)	(0.032)	—
マンガン及びその化合物		ng/m ³	20	33	23	23	24	—
クロム及びその化合物		ng/m ³	4.0	4.1	3.3	4.0	3.9	—

注) 測定は毎月実施して算術平均値を記載。(平成 17 年度の塩化ビニルモノマーについては 11 月分欠測。)ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合には、原則として、当該検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて平均値を算出した。なお、この方法による計算値が検出下限値より小さい値になった場合には、得られた値を括弧書きすることとした。

資料：「広島市の環境」(平成 14～18 年度版、広島市環境局)

⑦ ダイオキシン類

ダイオキシン類については、図 3-1-3 (P3-5) に示す安佐南区役所及び可部小学校において測定されている。大気中のダイオキシン類測定結果は、表 3-1-8 に示すとおりである。

測定結果によると、両地点で環境基準を達成していた。

表 3-1-8 ダイオキシン類測定結果

【調査地点：安佐南区役所】

単位：pg-TEQ/m³

年度	第 1 回 (5 月)	第 2 回 (8 月)	第 3 回 (11 月)	第 4 回 (2 月)	年平均値	環境基準値
平成 13 年度	0.070	0.038	0.071	0.085	0.066	0.6
平成 14 年度	0.15	0.097	0.15	0.15	0.14	
平成 15 年度	0.10	0.12	0.11	0.22	0.14	
平成 16 年度	0.095	0.10	0.11	0.12	0.11	
平成 17 年度	0.11	0.091	0.11	0.12	0.11	

【調査地点：可部小学校】

単位：pg-TEQ/m³

年度	第 1 回 (5 月)	第 2 回 (8 月)	第 3 回 (11 月)	第 4 回 (2 月)	年平均値	環境基準値
平成 13 年度	0.14	0.027	0.10	0.090	0.091	0.6
平成 14 年度	0.14	0.14	0.13	0.095	0.13	
平成 15 年度	0.070	0.16	0.070	0.12	0.11	
平成 16 年度	0.15	0.12	0.10	0.090	0.12	
平成 17 年度	0.11	0.11	0.15	0.15	0.13	

資料：「広島市の環境」（平成 14～18 年度版、広島市環境局）

(3) 騒音

事業計画地周辺では、図 3-1-4 に示す一般国道 54 号において、広島市により道路交通騒音の測定が行われている。道路交通騒音測定結果は、表 3-1-9 に示すとおりである。

測定結果によると、いずれの時間帯も環境基準値を上回っていた。

表 3-1-9 道路交通騒音測定結果（平成 16 年度）

道路名	測定場所	環境基準 類型	車線数	騒音レベル ^{注1)} (dB)		環境基準 ^{注3)} (dB)	
				昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注2)}	昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注2)}
一般国道 54 号	安佐北区大林 3 丁目 2 番	B 類型	2	77.3	73.9	70	65

注 1) 騒音レベルは、等価騒音レベル (L_{Aeq}) である。

注 2) 昼間とは、6～22 時、夜間とは、22～6 時を示す。

注 3) 環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準である。

資料：「平成 17 年度版 広島市の環境」（平成 18 年 2 月、広島市環境局）

(4) 振動

事業計画地周辺では、図 3-1-4 に示す一般国道 54 号において、広島市により道路交通振動の測定が行われている。道路交通振動測定結果は、表 3-1-10 に示すとおりである。

測定結果によると、いずれの時間帯も振動感覚閾値（人間が振動を感じなくなる振動値：55dB）を下回っていた。

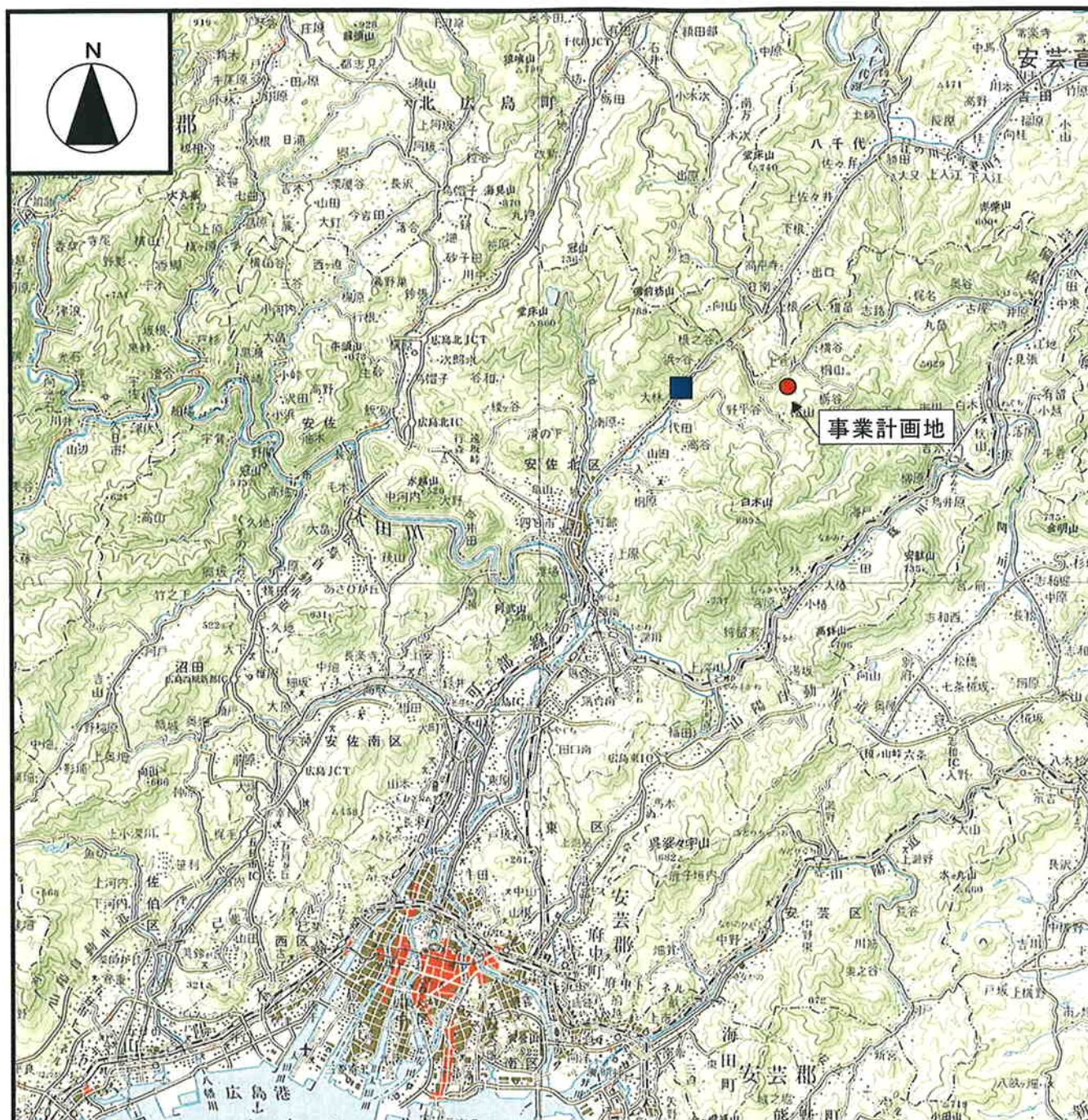
表 3-1-10 道路交通振動測定結果（平成 16 年度）

道路名	測定場所	振動規制 区域の区分	車線数	振動レベル (dB)	
				昼間 ^{注)}	夜間 ^{注)}
一般国道 54 号	安佐北区大林 3 丁目 2 番	第 1 種区域	2	43	38

注) 昼間とは 7～19 時、夜間とは 19～7 時を示す。

また、測定結果は 80% レンジの上端値の平均値である。

資料：「平成 17 年度版 広島市の環境」（平成 18 年 2 月、広島市環境局）



凡 例	
	一般国道 54 号 (安佐北区大林 3 丁目 2 番)

S = 1 : 200,000



図 3-1-4 騒音・振動測定位置等

資料：「平成 17 年度版 広島市の環境」
(平成 18 年 2 月、広島市環境局)

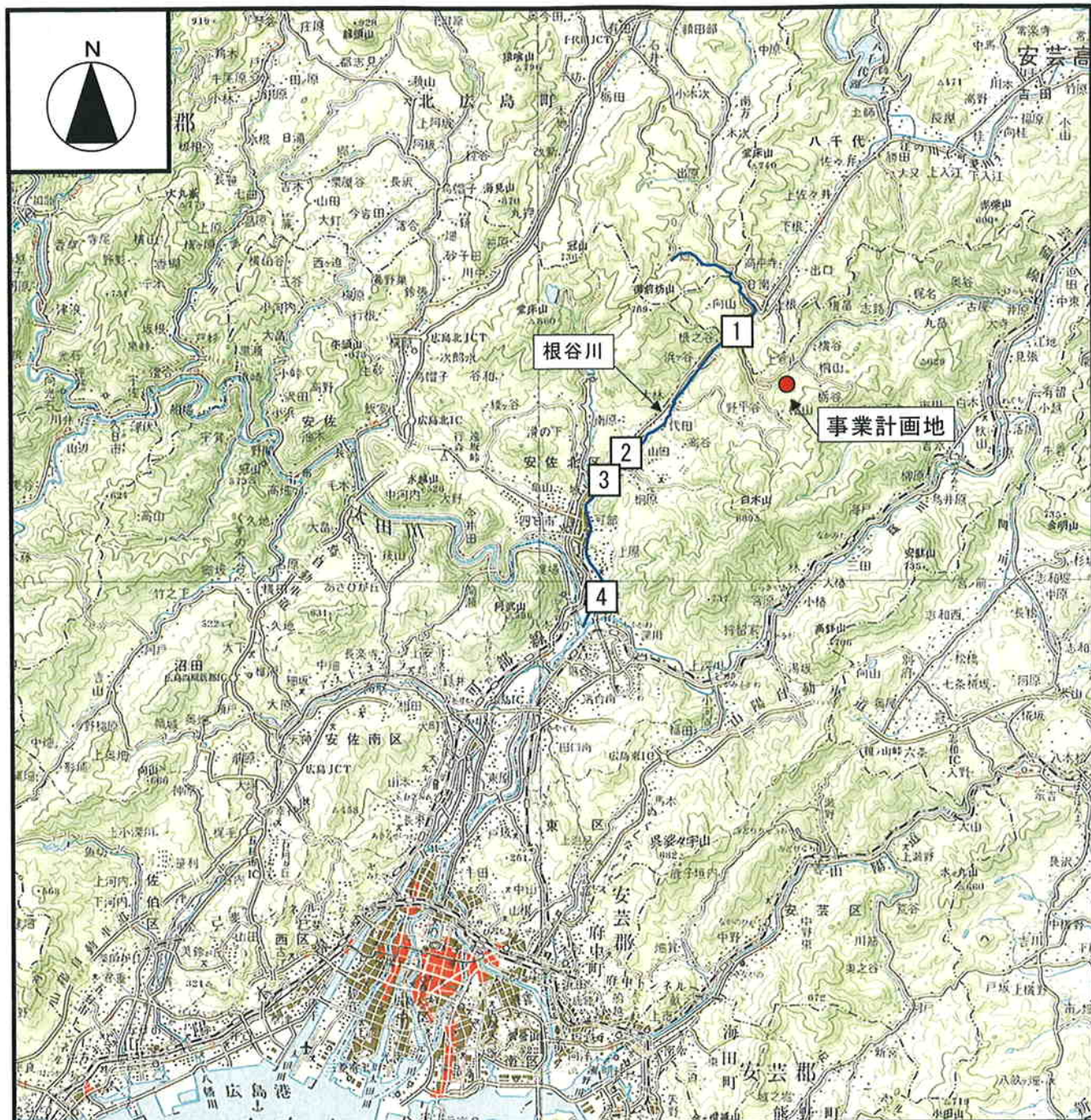
3.1.2 水環境

(1) 公共用水域水質測定結果

① 生活環境項目等

事業計画地周辺では、図 3-1-5 に示す地点に公共用水域（根谷川上流、下流）の測定点が設定されており、5 年間（平成 13 年度～平成 17 年度）の水質測定結果は、生活環境項目が表 3-1-11、健康項目が表 3-1-12 (1) ～表 3-1-12 (2)、その他項目が表 3-1-13 に示すとおりである。

測定結果によると、全地点における大腸菌群数、桐原川合流前における pH、土居橋における pH 及び BOD、根の谷橋における pH、BOD 及び SS が一部環境基準を達成していなかった。



凡 例	
1	人甲川合流前（根谷川上流）
2	桐原川合流前（根谷川下流）
3	土居橋（根谷川下流）
4	根の谷橋（根谷川下流）

S = 1 : 200,000



図 3-1-5 水質調査位置図

資料：「公共用水域の水質測定結果」
(平成 17 年度版、広島県)

表 3-1-11 公共用水域水質測定結果（生活環境項目）

【測定地点：人甲川合流前（根谷川上流）・A 類型】

項目	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		環境基準
	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	
pH	7.5	0/12	7.7	0/12	7.6	0/12	7.4	0/12	7.5	0/12	6.5～8.5
DO (mg/l)	10.0	0/12	10.0	0/12	10.0	0/12	10.0	0/12	10.0	0/12	7.5 以上
BOD (mg/l) (75%値)	0.6 (0.5)	0/12	0.7 (0.8)	0/12	0.6 (0.7)	0/12	0.7 (0.8)	0/12	0.6 (0.6)	0/12	2 以下
COD (mg/l)	1.3	-/12	1.4	-/12	1.3	-/12	1.7	-/12	1.4	-/12	—
SS (mg/l)	1	0/12	1	0/12	1	0/12	1	0/12	1	0/12	25 以下
大腸菌群数 (MPN/100ml)	2800	8/12	7200	9/12	4100	11/12	7600	11/12	4300	9/12	1000 以下
全窒素 (mg/l)	0.72	-/12	0.80	-/12	0.80	-/12	0.92	-/12	0.97	-/12	—
全燐 (mg/l)	0.011	-/12	0.013	-/12	0.010	-/12	0.008	-/12	0.010	-/12	—

【測定地点：桐原川合流前（根谷川下流）・B 類型】

項目	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		環境基準
	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	
pH	7.6	0/12	7.9	1/12	7.6	0/12	7.6	0/12	8.0	2/12	6.5～8.5
DO (mg/l)	10.0	0/12	9.9	0/12	10.0	0/12	11.0	0/12	10.0	0/12	5 以上
BOD (mg/l) (75%値)	1.0 (1.1)	0/12	1.1 (1.2)	0/12	0.8 (1.0)	0/12	0.9 (1.0)	0/12	0.8 (0.9)	0/12	3 以下
COD (mg/l)	1.8	-/12	1.8	-/12	1.6	-/12	2.5	-/12	2.2	-/12	—
SS (mg/l)	2	0/12	2	0/12	2	0/12	2	0/12	3	0/12	25 以下
大腸菌群数 (MPN/100ml)	16000	6/12	30000	7/12	22000	9/12	15000	9/12	17000	8/12	5000 以下

【測定地点：土居橋（根谷川下流）・B 類型】

項目	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		環境基準
	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	
pH	7.7	0/12	8.0	1/12	7.6	0/12	7.7	0/12	7.9	1/12	6.5～8.5
DO (mg/l)	10.0	0/12	10.0	0/12	10.0	0/12	11.0	0/12	10.0	0/12	5 以上
BOD (mg/l) (75%値)	1.4 (1.7)	0/12	1.5 (1.7)	0/12	1.4 (1.5)	1/12	1.3 (1.1)	1/12	1.2 (1.2)	0/12	3 以下
COD (mg/l)	2.5	-/12	2.6	-/12	2.1	-/12	2.7	-/12	3.0	-/12	—
SS (mg/l)	3	0/12	3	0/12	5	0/12	3	0/12	3	0/12	25 以下
大腸菌群数 (MPN/100ml)	47000	11/12	53000	9/12	33000	9/12	20000	9/12	21000	9/12	5000 以下

【測定地点：根の谷橋（根谷川下流）・B 類型】

項目	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		環境基準
	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	
流量 (m³/s)	—	—	—	—	13.78	-/40	2.32	-/44	9.45	-/47	—
pH	7.6	0/48	7.8	7/48	7.6	2/48	7.5	0/48	7.6	2/48	6.5～8.5
DO (mg/l)	9.7	0/48	10.0	0/48	9.8	0/48	9.7	0/48	9.6	0/48	5 以上
BOD (mg/l) (75%値)	1.8 (2.1)	5/48	1.9 (2.0)	7/48	1.6 (1.4)	4/48	0.8 (1.0)	0/48	0.9 (1.0)	0/48	3 以下
COD (mg/l)	2.8	-/48	2.7	-/48	2.6	-/48	2.2	-/48	2.2	-/48	—
SS (mg/l)	11	2/48	4	0/48	5	1/48	5	1/48	3	0/48	25 以下
大腸菌群数 (MPN/100ml)	35000	35/48	12000	22/48	29000	24/48	24000	32/48	15000	24/48	5000 以下
全窒素 (mg/l)	1.20	-/12	1.20	-/12	1.10	-/12	0.94	-/12	0.97	-/12	—
全燐 (mg/l)	0.061	-/12	0.057	-/12	0.042	-/12	0.030	-/12	0.029	-/12	—

注)「m/n」とは「環境基準に適合しない検体数/総検体数」。

資料：「公共用水域の水質測定結果」（平成 13～17 年度、広島県）

表 3-1-12 (1) 公共用水域水質調査結果 (健康項目)

【測定地点：人甲川合流前 (根谷川上流)】

項目	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		環境基準 (mg/l)
	平均値 (mg/l)	m/n	平均値 (mg/l)	m/n	平均値 (mg/l)	m/n	平均値 (mg/l)	m/n	平均値 (mg/l)	m/n	
カドミウム	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	0.01 以下
全シアン	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	検出されないこと
鉛	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	0.01 以下
六価クロム	<0.02	0/4	<0.02	0/4	<0.02	0/4	<0.02	0/4	<0.02	0/4	0.05 以下
砒素	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	0.01 以下
総水銀	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0/2	<0.0004	0/2	<0.0004	0/2	<0.0004	0/2	<0.0004	0/2	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	0.03 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	0.002 以下
チウラム	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	0.006 以下
シマジン	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.01 以下
セレン	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	0.01 以下
硝酸性・亜硝酸性窒素	0.52	0/2	0.90	0/2	1.00	0/2	0.86	0/2	0.97	0/4	10 以下
ふっ素	0.08	0/2	0.08	0/2	0.10	0/2	0.11	0/2	0.12	0/2	0.8 以下
ほう素	0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	1 以下

注) 1. 「m/n」とは「環境基準に適合しない検体数/総検体数」。

2. NDとは、定量下限値未達を示す。

3. 「—」は未測定。

4. 「検出されないこと」とは、環境庁が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料：「公共用水域の水質測定結果」(平成 13～17 年度、広島県)

表 3-1-12 (2) 公共用水域水質調査結果 (健康項目)

【測定地点：根の谷橋 (根谷川下流)】

項目	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		環境基準 (mg/l)
	平均値 (mg/l)	m/n	平均値 (mg/l)	m/n	平均値 (mg/l)	m/n	平均値 (mg/l)	m/n	平均値 (mg/l)	m/n	
カドミウム	<0.001	0/12	<0.001	0/12	<0.001	0/12	<0.001	0/12	<0.001	0/12	0.01 以下
全シアン	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	検出されないこと
鉛	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	0.01 以下
六価クロム	<0.02	0/2	<0.02	0/2	<0.02	0/2	<0.02	0/2	<0.02	0/2	0.05 以下
砒素	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	0.01 以下
総水銀	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	0.0005 以下
アルキル水銀	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	検出されないこと
P C B	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0/6	<0.002	0/6	<0.002	0/6	<0.002	0/6	<0.002	0/6	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	0/6	<0.0002	0/6	<0.0002	0/6	<0.0002	0/6	<0.0002	0/6	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0/6	<0.0004	0/5	<0.0004	0/6	<0.0004	0/6	<0.0004	0/6	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0/6	<0.002	0/5	<0.002	0/6	<0.002	0/6	<0.002	0/6	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0/6	<0.004	0/5	<0.004	0/6	<0.004	0/6	<0.004	0/6	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	0/6	<0.0005	0/5	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0/6	<0.0006	0/5	<0.0006	0/6	<0.0006	0/6	<0.0006	0/6	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	0/6	<0.002	0/6	<0.002	0/6	<0.002	0/6	<0.002	0/6	0.03 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	<0.0005	0/6	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0/6	<0.0002	0/5	<0.0002	0/6	<0.0002	0/6	<0.0002	0/6	0.002 以下
チウラム	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	0.006 以下
シマジン	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	0/6	<0.001	0/6	<0.001	0/6	<0.001	0/6	<0.001	0/6	0.01 以下
セレン	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	0.01 以下
硝酸性・亜硝酸性窒素	0.84	0/12	0.84	0/12	0.73	0/12	0.66	0/12	0.74	0/12	10 以下
ふっ素	0.23	0/2	0.22	0/2	0.10	0/2	0.09	0/2	0.14	0/2	0.8 以下
ほう素	0.02	0/2	0.02	0/2	0.01	0/2	0.01	0/2	0.02	0/2	1 以下

注) 1. 「m/n」とは「環境基準に適合しない検体数/総検体数」。

2. NDとは、定量下限値未達を示す。

3. 「-」は未測定。

4. 「検出されないこと」とは、環境庁が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料：「公共用水域の水質測定結果」(平成 13～17 年度、広島県)

表 3-1-13 公共用水域水質調査結果（その他項目）

【測定地点：人甲川合流前（根谷川上流）】

項目	年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
銅	(mg/l)	—	—	—	<0.005	<0.005
亜鉛	(mg/l)	—	—	—	0.007	0.002
鉄（溶解性）	(mg/l)	—	—	—	<0.1	<0.1
マンガン（溶解性）	(mg/l)	—	—	—	<0.1	<0.1
クロム	(mg/l)	—	—	—	<0.1	<0.1
塩素イオン	(mg/l)	11.0	15.0	12.0	9.8	12.0
アンモニア態窒素	(mg/l)	0.01	<0.01	<0.01	0.05	0.03
亜硝酸態窒素	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0.007	<0.005
硝酸態窒素	(mg/l)	0.670	0.860	0.980	0.700	0.970
磷酸態磷	(mg/l)	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006

【測定地点：桐原川合流前（根谷川下流）】

項目	年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
塩素イオン	(mg/l)	11.0	15.0	12.0	9.5	11.0

【測定地点：土居橋（根谷川下流）】

項目	年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
塩素イオン	(mg/l)	19.0	24.0	15.0	12.0	18.0

【測定地点：根の谷橋（根谷川下流）】

項目	年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
有機態窒素	(mg/l)	—	—	—	0.29	0.21
アンモニア態窒素	(mg/l)	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02
亜硝酸態窒素	(mg/l)	0.013	0.009	0.005	0.005	0.006
硝酸態窒素	(mg/l)	0.830	0.840	0.730	0.650	0.740
磷酸態磷	(mg/l)	—	—	0.018	—	—
電気伝導度	(μ S/cm)	181.5	169	132.5	99.5	—
メチレンブルー活性物質	(mg/l)	<0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
ふん便性大腸菌群 (個/100ml)		—	—	910	790	480

注)「—」は未測定

資料：「公共用水域の水質測定結果」（平成 13～17 年度、広島県）

② ダイオキシン類

ダイオキシン類については、図 3-1-5 (P3-18) に示す根の谷橋（根谷川下流）において測定されている。ダイオキシン類測定結果は、表 3-1-14 に示すとおり環境基準を達成していた。

表 3-1-14 ダイオキシン類測定結果

【調査地点：根の谷橋（根谷川下流）】

単位：pg-TEQ/l

年度	第 1 回 (6～7 月)	第 2 回 (10～11 月)	年平均値	環境基準 (年平均値)
平成 13 年度	0.072	0.042	0.057	1
平成 14 年度	0.13	0.054	0.092	
平成 15 年度	0.12	0.046	0.082	
平成 16 年度	0.095	0.037	0.066	
平成 17 年度	0.046	0.035	0.041	

注)「－」は未測定。

資料：「広島市の環境」(平成 14～18 年度版、広島市環境局)

(2) 既存埋立処分場の水質調査結果

現在、当該処分場は稼動中であり、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月 14 日 総理府令及び厚生省令第 1 号）等に基づき、図 3-1-6 に示す地点で定期的に浸透水及び地下水等の水質調査を行っている。

水質調査結果の概要は以下のとおりである。

① 埋立処分場稼動前の地下水

当該処分場は平成 14 年 7 月より稼動しており、稼動前の地下水の水質調査結果は表 3-1-15 に示すとおりである。

これによると、鉛が最大 0.069mg/l（基準値 0.01mg/l）、砒素が最大 0.019mg/l（基準値 0.01mg/l）となっている。（いずれも平成 13 年 6 月 18 日、観測井戸 No.1）

② 生物化学的酸素要求量（BOD）・化学的酸素要求量（COD）

BOD 及び COD の調査結果は図 3-1-7（1）に示すとおり、降雨の影響により、平成 16 年 8 月に放流槽（浸透水）で COD が 69mg/l（8 月 3 日）、59mg/l（8 月 4 日）及び 42mg/l（8 月 6 日）と基準値（地下水等検査項目；40mg/l）を上回っている。

なお、平成 16 年 8 月のこの時期における降雨量は、7 月 31 日夜より 8 月 3 日までで約 200mm となっている。

③ 鉛・砒素

鉛及び砒素の調査結果は図 3-1-7（2）に示すとおりである。

鉛については、放流槽（浸透水）では基準値（地下水等検査項目；0.01mg/l）を上回っていないものの、観測井戸では上回る値もみられる。

砒素については、放流槽（浸透水）で基準値（地下水等検査項目；0.01mg/l）を上回っている値がみられる。これは、埋立開始前や埋立ての影響を受けない観測井戸（No.4 及び No.5）で、基準値を上回っている値が多くみられることから、自然由来によるものと考えられる。

④ ジクロロメタン

放流槽（浸透水）における水質調査結果（安定型最終処分場の周縁地下水・浸透水の検査項目等）は表 3-1-16 に示すとおりである。

平成 16 年 8 月 3 日の降雨時にジクロロメタンが基準値（0.02mg/l）を上回る 0.044mg/l 検出されている。

ジクロロメタンは自然界には存在せず、用途は塗料、ニス、有機溶剤等となっている。その後の調査によれば、ジクロロメタンは検出されていないことから、検出された要因としては、当該処分場の大規模な堰堤工事に使用していた型枠用剥離剤等が集中豪雨により大量に流出したことによるものと考えられる。

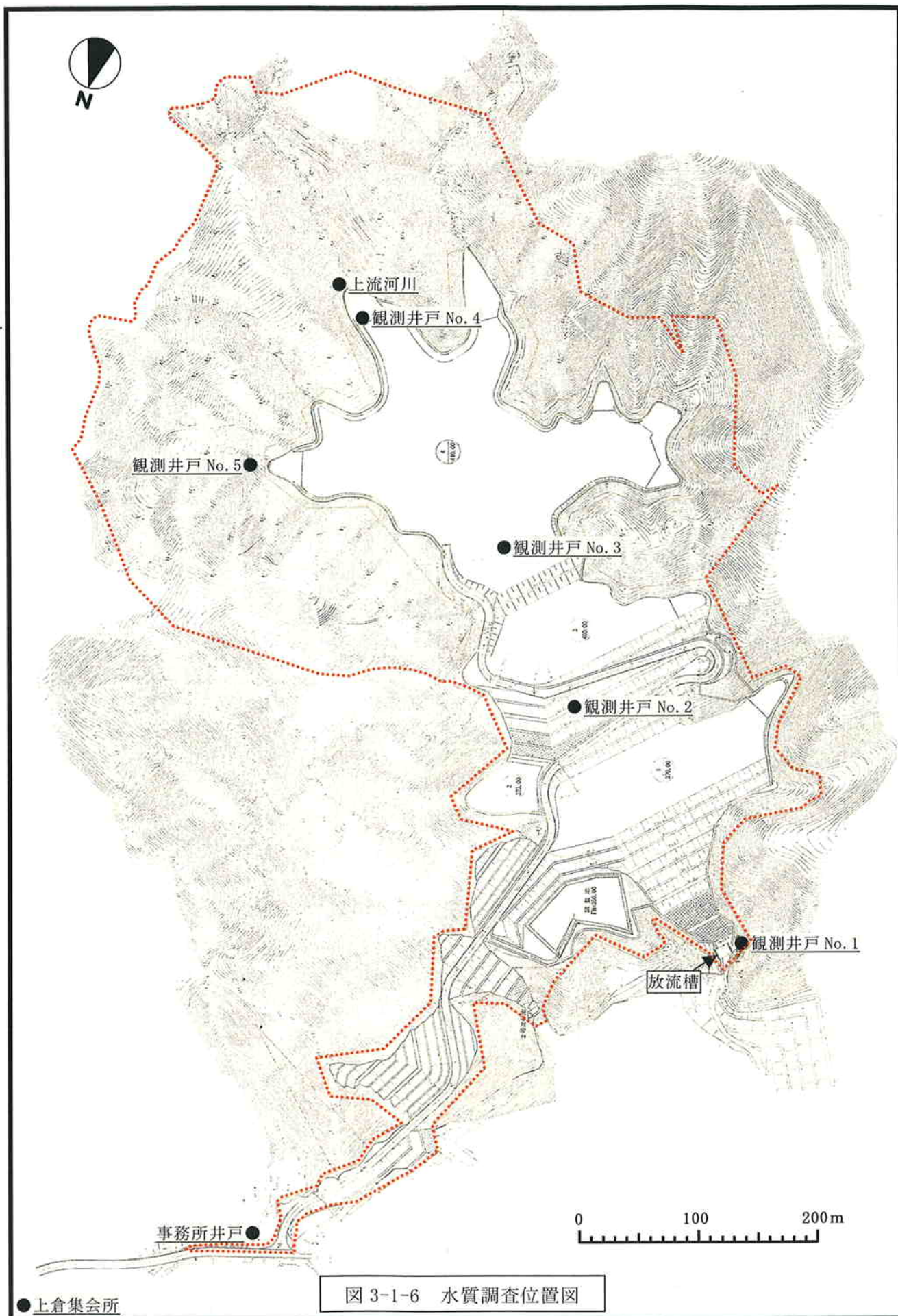


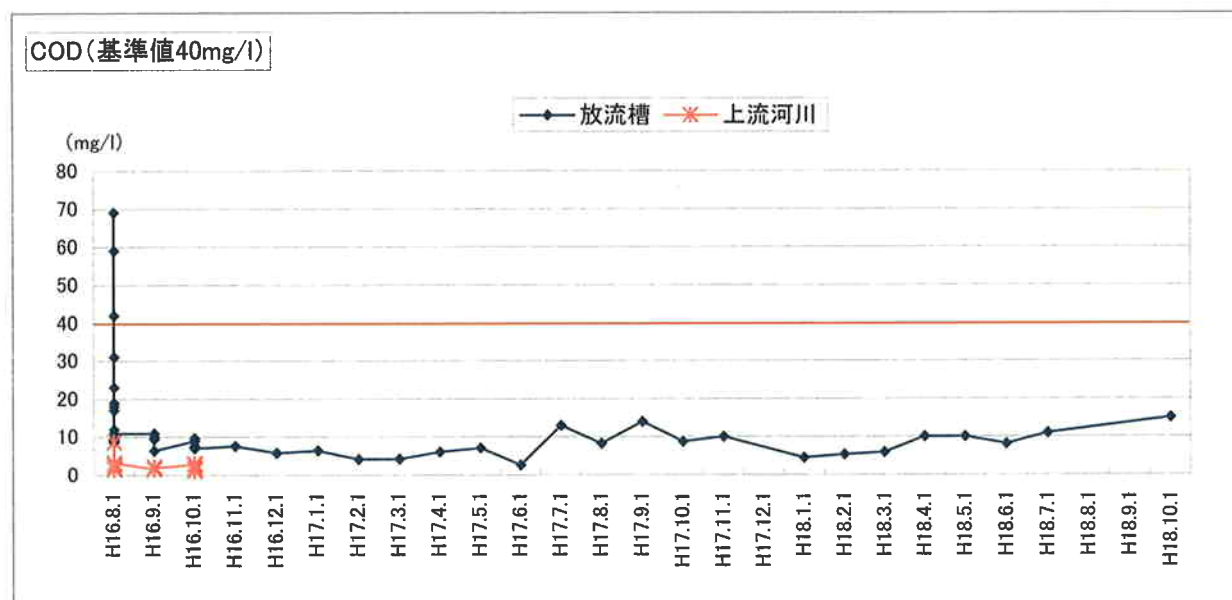
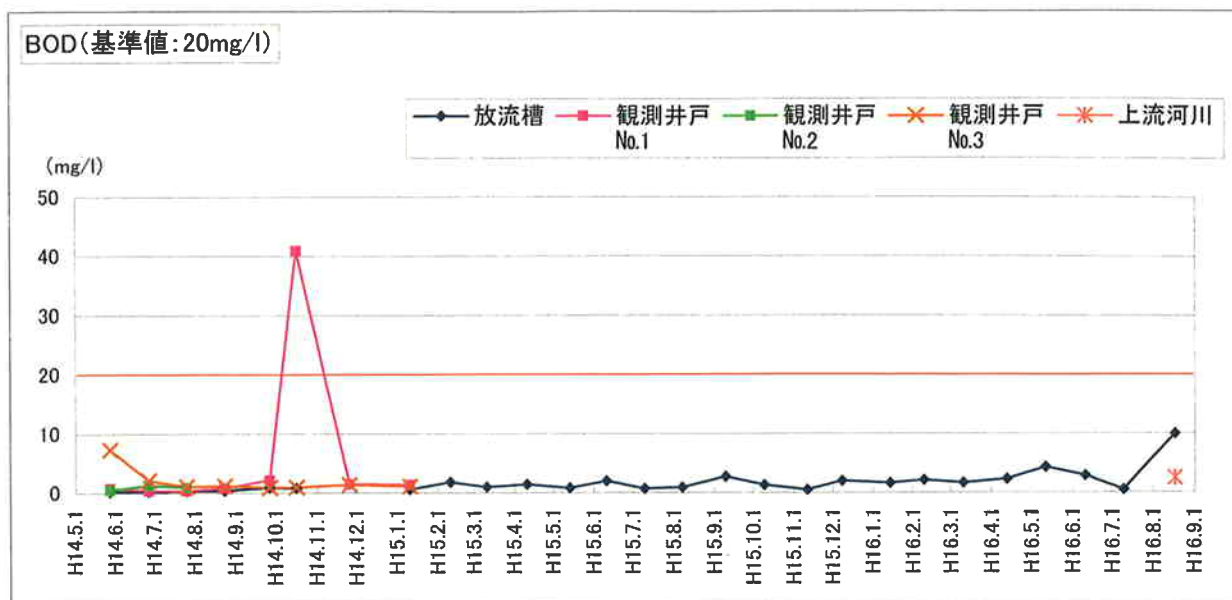
表 3-1-15 処分場稼動前の地下水調査結果

項 目	単位	定量 下限値	平成 12 年 12 月 5 日	平成 13 年 6 月 18 日		平成 14 年 2 月 27 日	平成 14 年 3 月 28 日	基準値
			観測 井戸 No.1	観測 井戸 No.1	観測 井戸 No.2	観測 井戸 No.3	観測 井戸 No.3	
pH	—	—	7.7	7.7	6.7	7.3	6.0	5.8~8.6
BOD	mg/l	0.1	2.7	3.1	1.0	8.9	1.6	160 (日間平均 120)
COD		0.4	3.0	4.1	2.4	6.1	1.8	
浮遊物質		1	23	39	4	130	4	200 (日間平均 150)
ヘキサン		0.5	ND	ND	ND	ND	—	5
抽出物質		0.5	ND	ND	ND	ND	—	30
動植物油類		0.2	ND	ND	ND	ND	—	5
フェノール類		0.005	0.040	0.023	ND	0.014	ND	3
銅		0.01	0.03	0.04	0.02	0.03	0.02	2
亜鉛		0.1	0.1	0.2	ND	0.8	ND	10
溶解性鉄		0.1	ND	ND	ND	ND	—	10
溶解性マンガン		0.04	ND	ND	ND	ND	—	2
総クロム		0.1	0.5	1.0	0.2	0.1	—	8
フッ素	個/ml	30	ND	ND	ND	1.2×10 ²	ND	日間平均 3,000
大腸菌群数								
カドミウム	mg/l	0.001	ND	ND	ND	ND	—	0.01
シアン		0.1	ND	ND	ND	ND	—	検出されないこと
有機リン		0.1	ND	ND	ND	ND	—	1
鉛		0.005	0.035	0.069	0.019	0.023	ND	0.01
六価クロム		0.04	ND	ND	ND	ND	—	0.05
砒素		0.005	0.018	0.019	ND	0.016	ND	0.01
総水銀		0.0005	ND	ND	ND	ND	—	0.0005
アルキル水銀		0.0005	ND	ND	ND	ND	—	検出されないこと
PCB		0.0005	ND	ND	ND	ND	—	検出されないこと
ジクロロメタン		0.002	ND	ND	ND	ND	—	0.02
四塩化炭素		0.0002	ND	ND	ND	ND	—	0.002
1,2-ジクロロエタン		0.0004	ND	ND	ND	ND	—	0.004
1,1-ジクロロエチレン		0.002	ND	ND	ND	ND	—	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.004	ND	ND	ND	ND	—	0.04
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	ND	ND	ND	ND	—	1
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	ND	ND	ND	ND	—	0.006
トリクロロエチレン		0.002	ND	ND	ND	ND	—	0.03
テトラクロロエチレン		0.0005	ND	ND	ND	ND	—	0.01
1,3-ジクロロプロペン		0.0002	ND	ND	ND	ND	—	0.002
チウラム		0.0005	ND	ND	ND	ND	—	0.006
シマジン		0.0003	ND	ND	ND	ND	—	0.003
チオベンカルブ		0.001	ND	ND	ND	ND	—	0.02
ベンゼン		0.001	ND	ND	ND	ND	—	0.01
セレン		0.002	ND	ND	ND	ND	—	0.01
電気伝導率	mS/m	0.1	15	26	6.5	7.5	4.6	
塩化物イオン	mg/l	10	ND	ND	ND	10	ND	
全リン		0.05	ND	0.06	ND	ND	—	16 (日間平均 8)
全窒素		0.2	4.4	3.5	0.3	ND	—	120 (日間平均 60)

注) 1. NDとは定量下限値未満を示す。

2. 「—」は未測定。

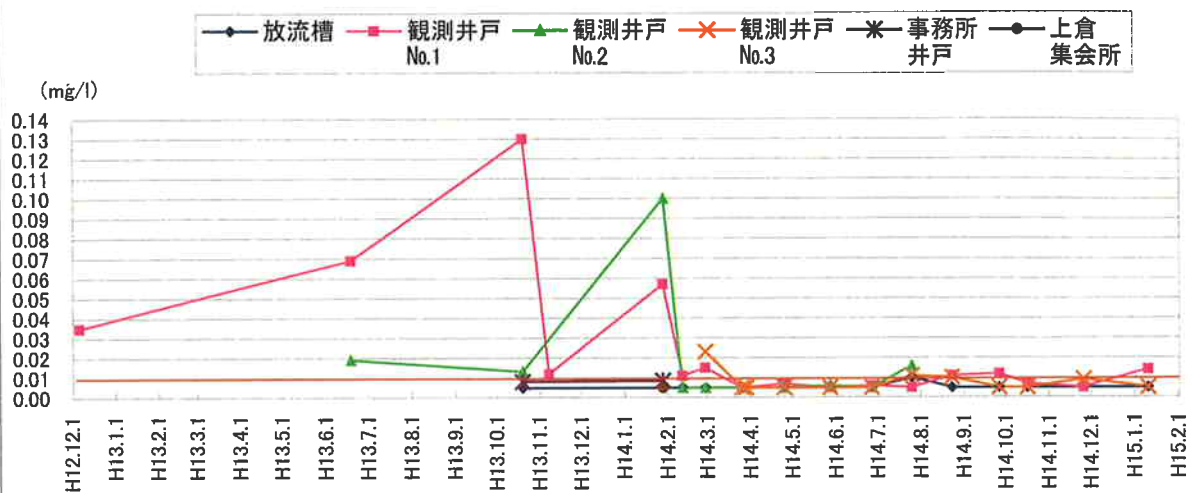
3. 基準値の太文字は、地下水等検査項目の基準値、斜文字は排水基準、空白は基準値なし。網掛けは、基準値を上回っていることを示す。



注) BOD は平成 16 年 8 月 17 日まで COD は平成 16 年 8 月 3 日から。

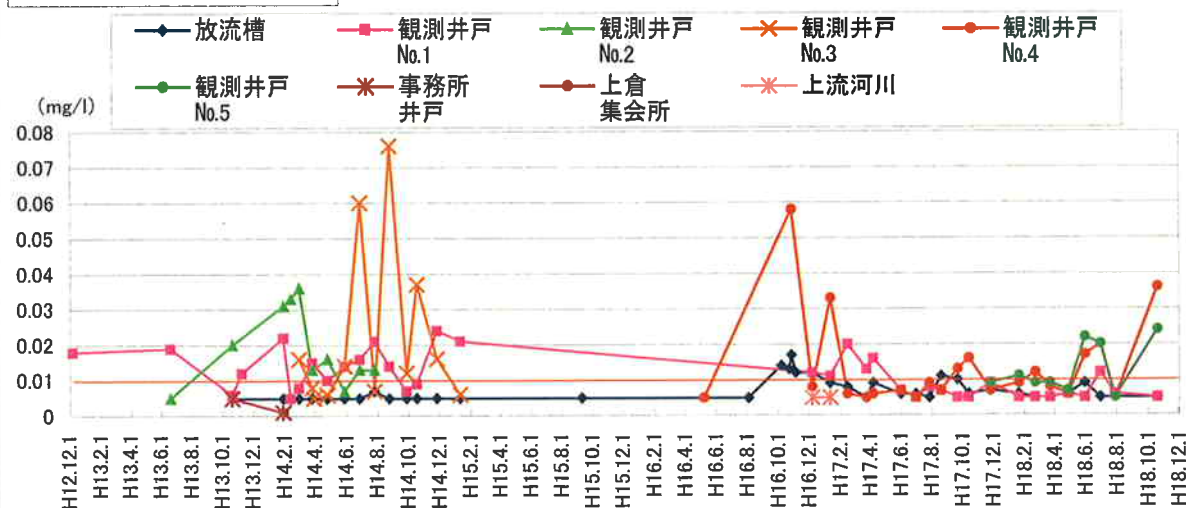
図 3-1-7(1) 既存埋立処分場の水質調査結果

鉛(基準値0.01mg/l以下)



注) 埋立前、観測井戸 No.1 最高値 0.13mg/l (H13.10.19)

砒素(基準値:0.01mg/l以下)



注) 埋立前、観測井戸 No.1 最高値 0.022mg/l (H14.1.28)

図 3-1-7(2) 既存埋立処分場の水質調査結果

表 3-1-16 既存埋立処分場の水質調査結果（地下水等検査項目）

項 目	単位	定量 下限値	平成 15 年 9 月 9 日	平成 16 年 8 月 3 日	基準値
			放流槽	放流槽	
アルキル水銀	mg/l	0.0005	N D	N D	検出されないこと
総水銀		0.0005	N D	N D	0.0005 以下
カドミウム		0.01	N D	N D	0.01 以下
鉛		0.01	N D	N D	0.01 以下
六価クロム		0.05	N D	N D	0.05 以下
砒素		0.05	N D	N D	0.01 以下
全シアン		0.1	N D	N D	検出されないこと
P C B		0.0005	N D	N D	検出されないこと
トリクロロエチレン		0.001	N D	N D	0.03 以下
テトラクロロエチレン		0.001	N D	N D	0.01 以下
ジクロロメタン		0.001	N D	0.044	0.02 以下
四塩化炭素		0.001	N D	N D	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン		0.001	N D	N D	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.001	N D	N D	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.001	N D	0.003	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン		0.01	N D	N D	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.001	N D	N D	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.001	N D	N D	0.002 以下
チウラム		0.001	N D	N D	0.006 以下
シマジン		0.001	N D	N D	0.003 以下
チオベンカルブ		0.001	N D	N D	0.02 以下
ベンゼン		0.001	N D	0.001	0.01 以下
セレン		0.05	N D	N D	0.01 以下
陰イオン界面活性剤		0.02		1.1	—
p H	—	—	6.9	7.0	—

注) 1. 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」
(昭和 52 年 3 月 14 日 総理府及び厚生省令第 1 号)

2. N Dとは定量下限値未満を示す。

3. 網掛けは基準値を上回っていることを示す。

3.1.3 土壌環境

(1) 地形

事業計画地周辺の地形は、図 3-1-8 に示すとおり、中起伏山地が大半を占め、谷底平野Ⅰ等がみられる。

(2) 地質

事業計画地周辺の表層地質は、図 3-1-9 に示すとおり、安山岩質岩石が大半を占め、泥岩・砂岩・安山岩質凝灰岩・流紋岩質凝灰岩等がみられる。

(3) 土壌

事業計画地周辺の土壌は、図 3-1-10 に示すとおり、褐色森林土壌が大半を占め、乾性褐色森林土壌等がみられる。

3.1.4 生物環境

(1) 植物

① 植生

事業計画地周辺の植生は、図 3-1-11 に示すとおり、コバノミツバツツジーアカマツ群集が大半を占め、伐跡群落等がみられる。

② 貴重な植物等

事業計画地周辺の貴重な植物等は、第 3 回自然環境保全基礎調査（平成元年，環境庁）によれば、図 3-1-12 に示すとおり、志路平藪神社のシラカシ林が特定植物群落に指定されている。また、広島市の生物－まもりたい生命の営み－（平成 12 年 3 月，広島市）によれば、志路平藪神社のツクバネガシーシラカシ群集が広島市の準絶滅危惧に指定されている。

(2) 動物

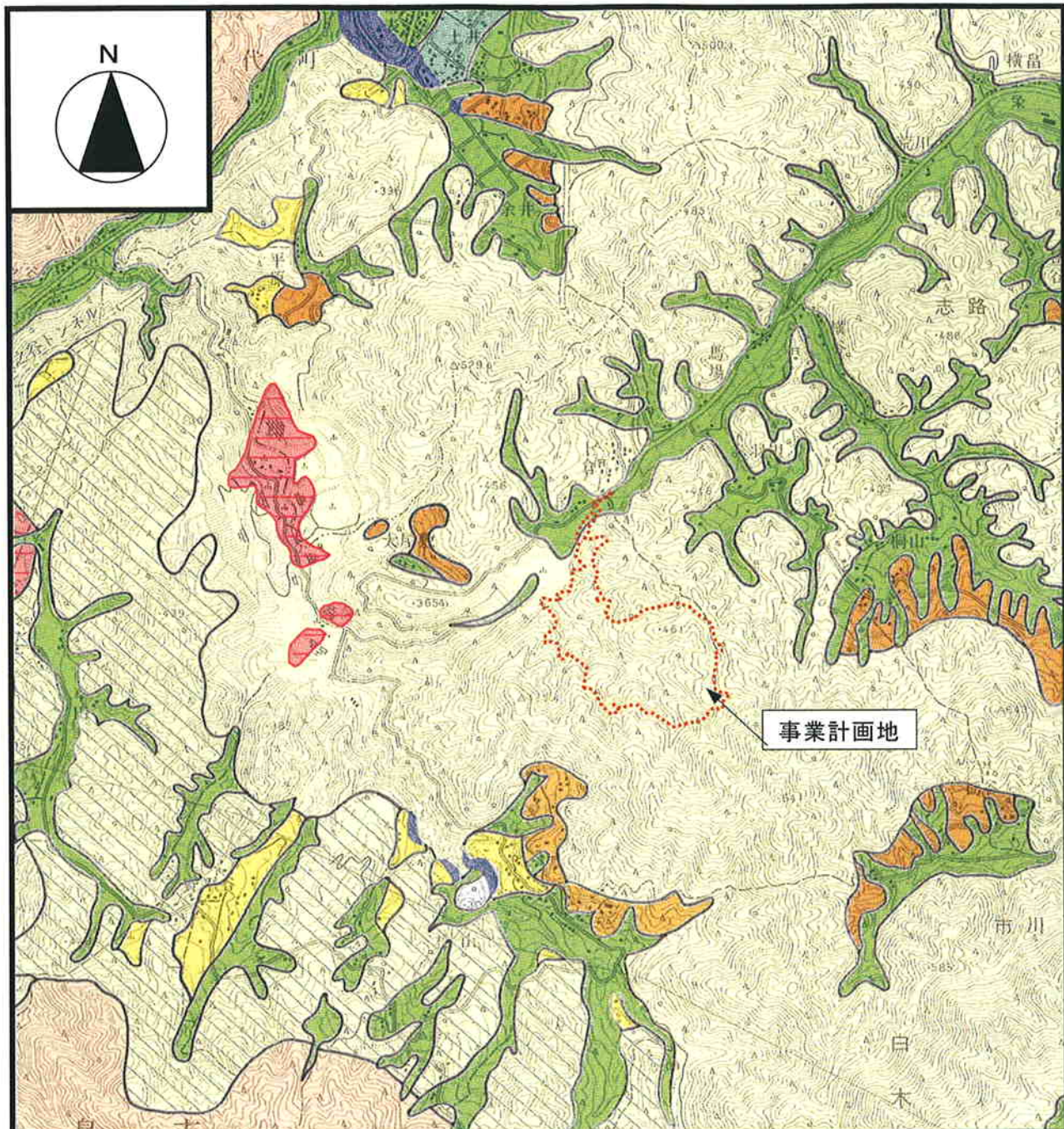
① 哺乳類

事業計画地周辺の哺乳類は、第 2 回自然環境保全基礎調査（昭和 56 年，環境庁）広島県動植物分布図によれば、タヌキ、イノシシ、キツネ、アナグマが生息するという情報の得られた地域、ニホンザルの群れが生息する地域、ニホンジカが一年中生息している地域、ツキノワグマが生息するという情報が得られなかった地域となっている。

② 貴重な動物等

事業計画地周辺の貴重な動物等は、第 2 回自然環境保全基礎調査（昭和 56 年，環境庁）によれば、図 3-1-12 に示すとおり、学術上重要な生物として昆虫類のハルゼミ、クツムシが分布している。

また、事業計画地周辺は、広島市の生物－まもりたい生命の営み－（平成 12 年 3 月，広島市）によれば、図 3-1-13 に示すとおり、哺乳類のツキノワグマ（広島市の情報不足）、淡水魚類のアカザ及びイシドジョウ（広島市の絶滅危惧）、昆虫類のゲンジボタル（広島市の環境指標種）の分布がみられる。



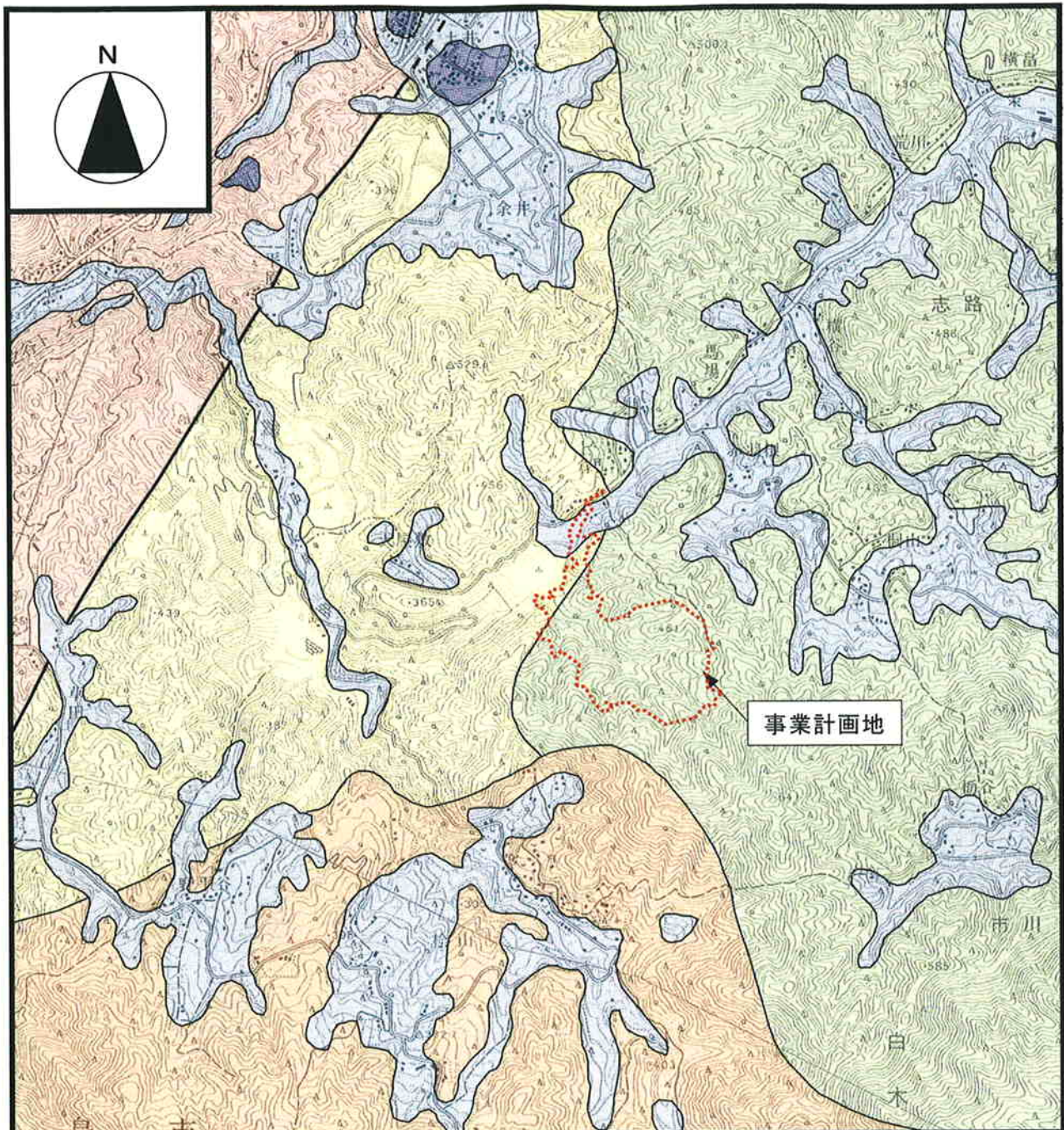
凡 例	
	大起伏山地
	中起伏山地
	山麓地Ⅱ
	丘陵地Ⅱ
	岩石段丘
	谷底平野Ⅰ
	谷底平野Ⅱ
	山腹緩斜面
	急崖(段丘崖を含む)
	地形界
	人工改変地(1982年現在)

S = 1 : 25,000



図 3-1-8 地形分類図

資料：「土地分類基本調査（地形分類図）」
(1984年、広島県)



凡 例	
	砂・粘土・礫（沖積層）
	礫・砂・粘土
	泥岩・砂岩・安山岩質凝灰岩・流紋岩質凝灰岩
	流紋岩質岩石
	安山岩質岩石（安山岩質・一部流紋岩質凝灰岩を含む）
	花崗岩質岩石（花崗岩）
	断層
	沖積層下の推定断層

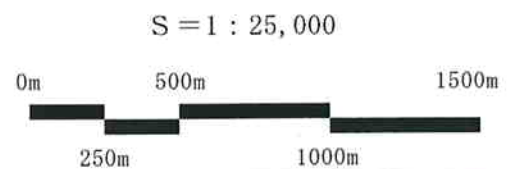
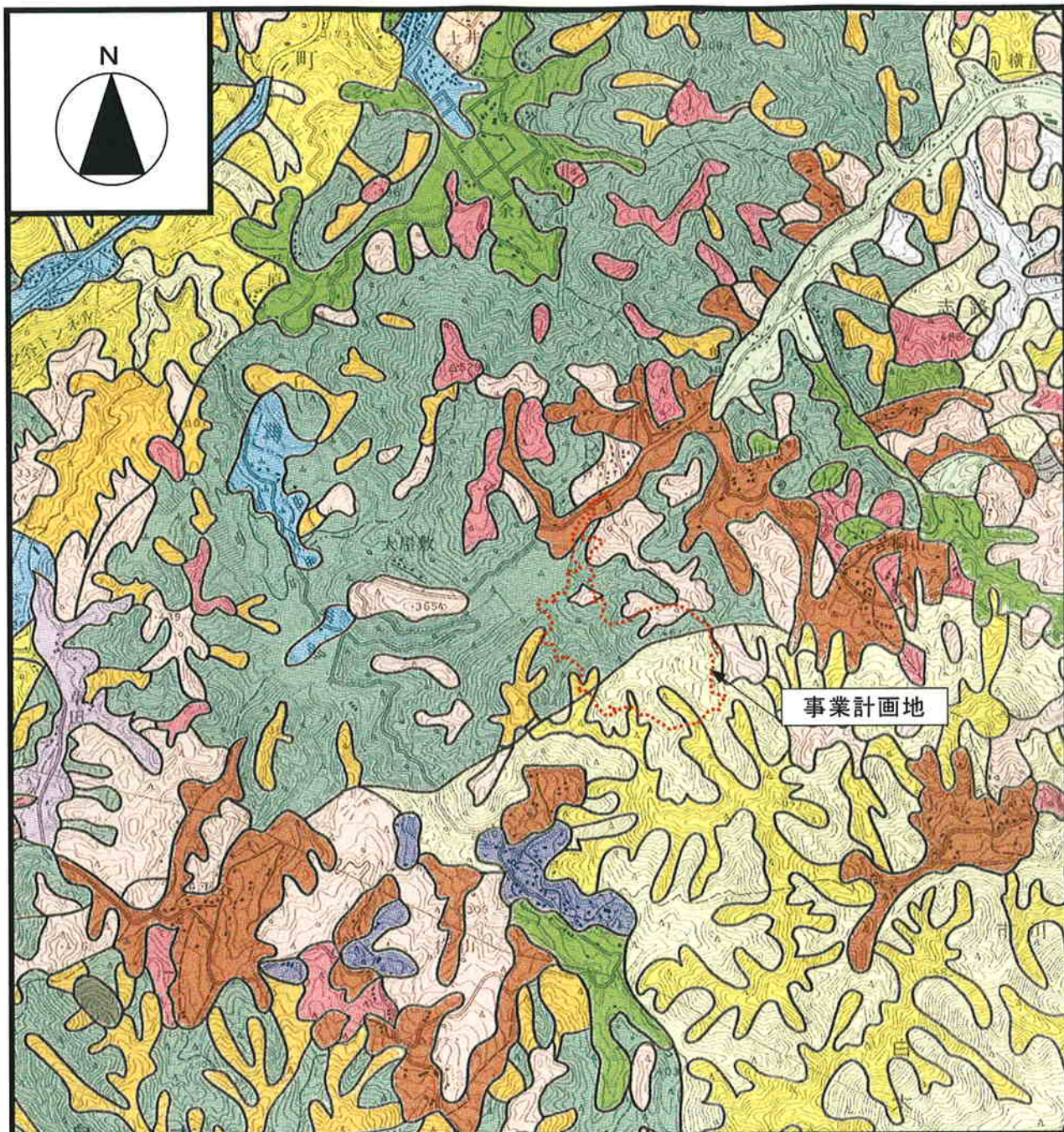


図 3-1-9 表層地質図

資料：「土地分類基本調査（表層地質図）」
（1984 年、広島県）



凡 例			
	岩石地		礫質灰色台地土
	乾性褐色森林土壌		細粒黄色土
	乾性褐色森林土壌 (黄褐色系)		細粒黄色土、 斑紋あり
	乾性褐色森林土壌 (赤褐色系)		細粒褐色低地土、 斑紋あり
	褐色森林土壌		細粒灰色低地土、 灰褐色系
	褐色森林土壌 (黄褐色系)		礫質灰色低地土、 灰褐色系
	赤色土壌		灰色低地土、 下層黒ボク
	細粒褐色森林土		未区分地
	細粒灰色台地土		統界線

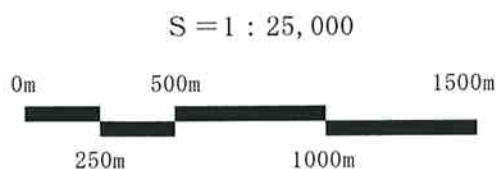
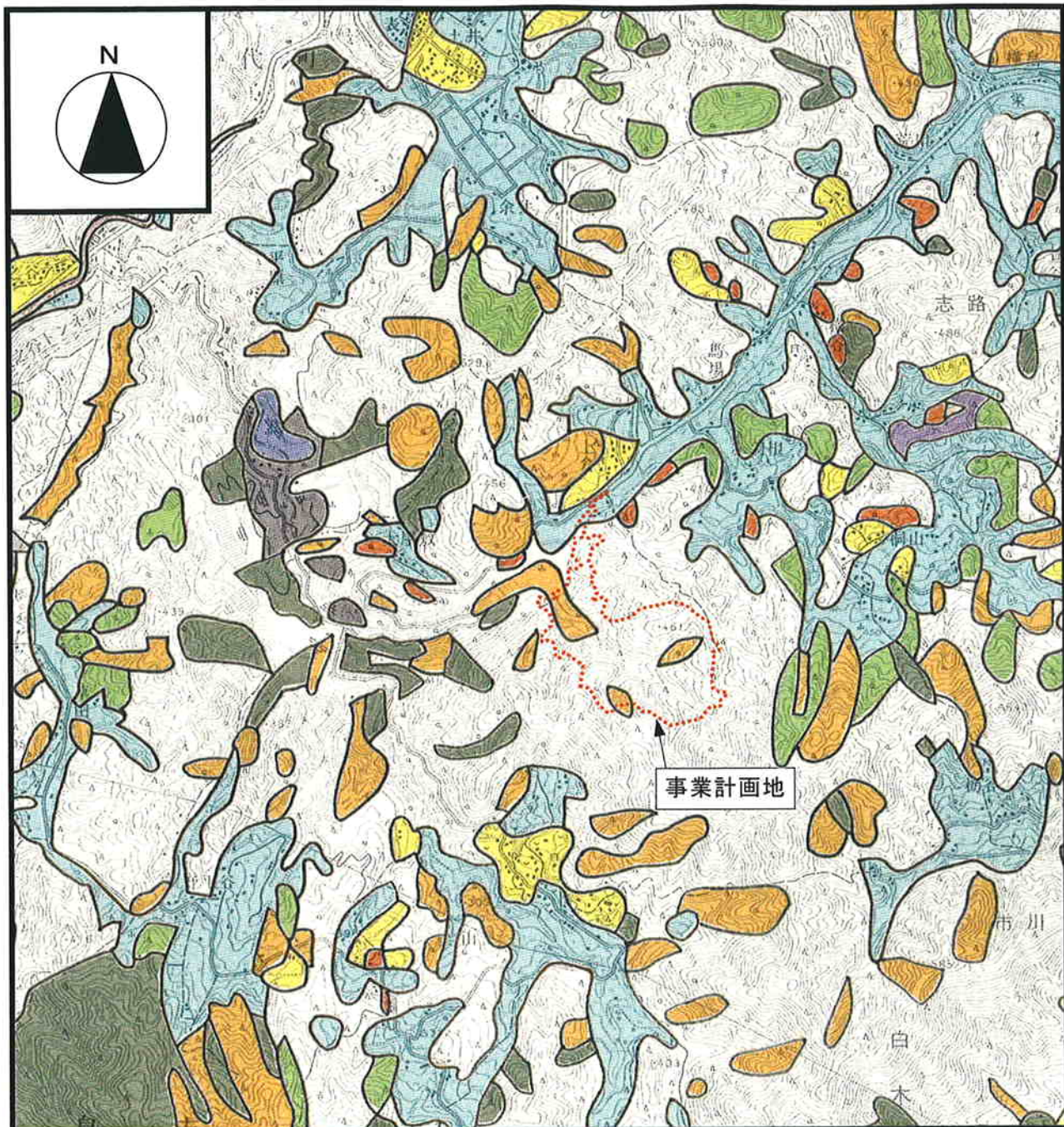


図 3-1-10 土壌図

資料：「土地分類基本調査（土壌図）」
(1984 年、広島県)



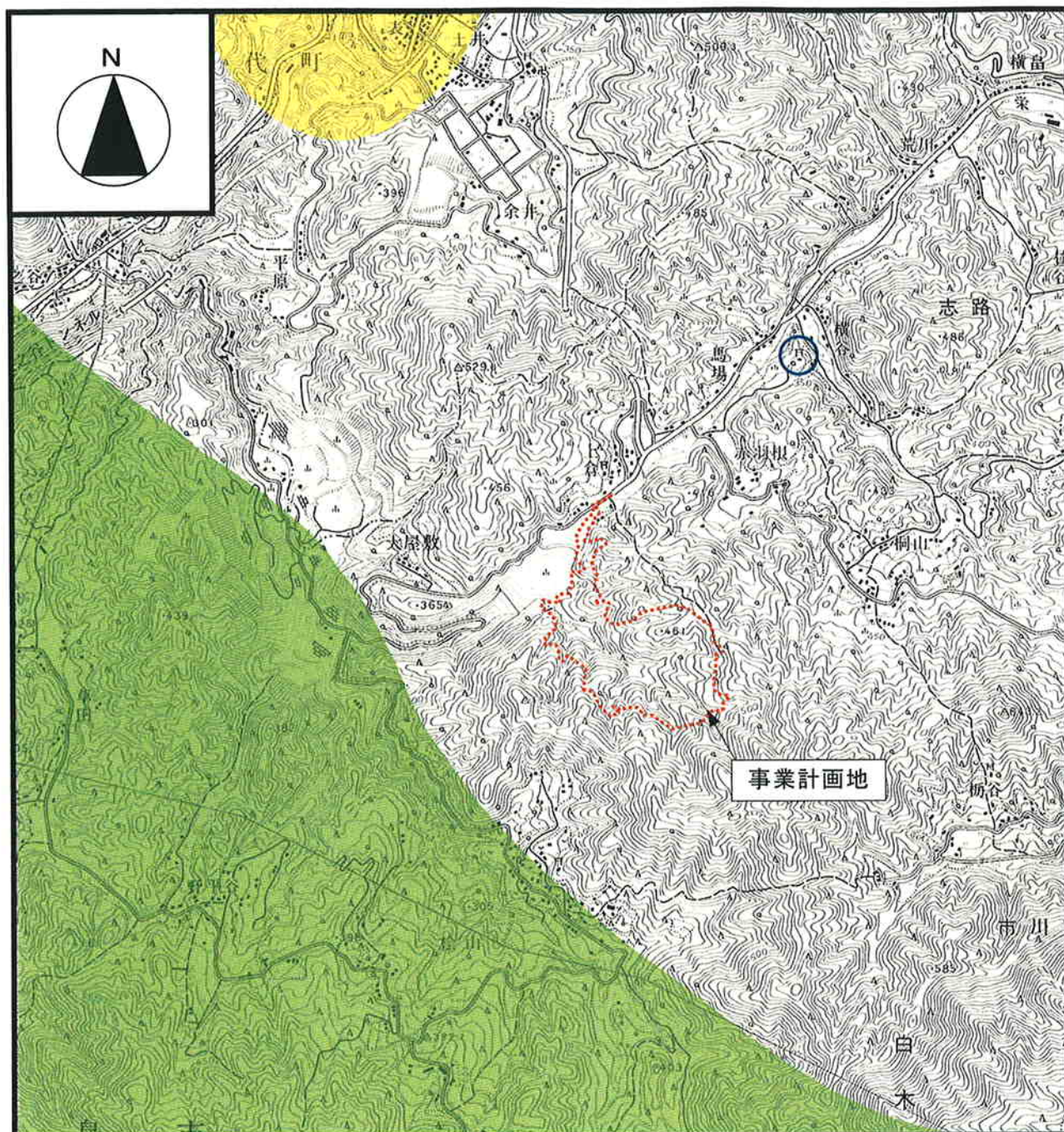
凡 例	
	コナラ群落
	伐跡群落
	コハノミツバツツシ-アカマツ群集
	スギ・ヒノキ・サウラ植林
	竹林
	畑地雑草群落
	牧草地(人口草地)
	ゴルフ場
	水田雑草群落
	造成地
	採石場
	開放水域

S = 1 : 25,000



図 3-1-11 現存植生図

資料 : 「第 3 回自然環境保全基礎調査(植生調査)
現存植生図」
(1986 年、環境庁)



凡 例	
	昆虫類（ハルゼミ）
	昆虫類（クツワムシ）
	特定植物群落 （志路平藪神社のシラカシ林）

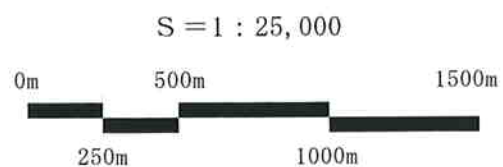
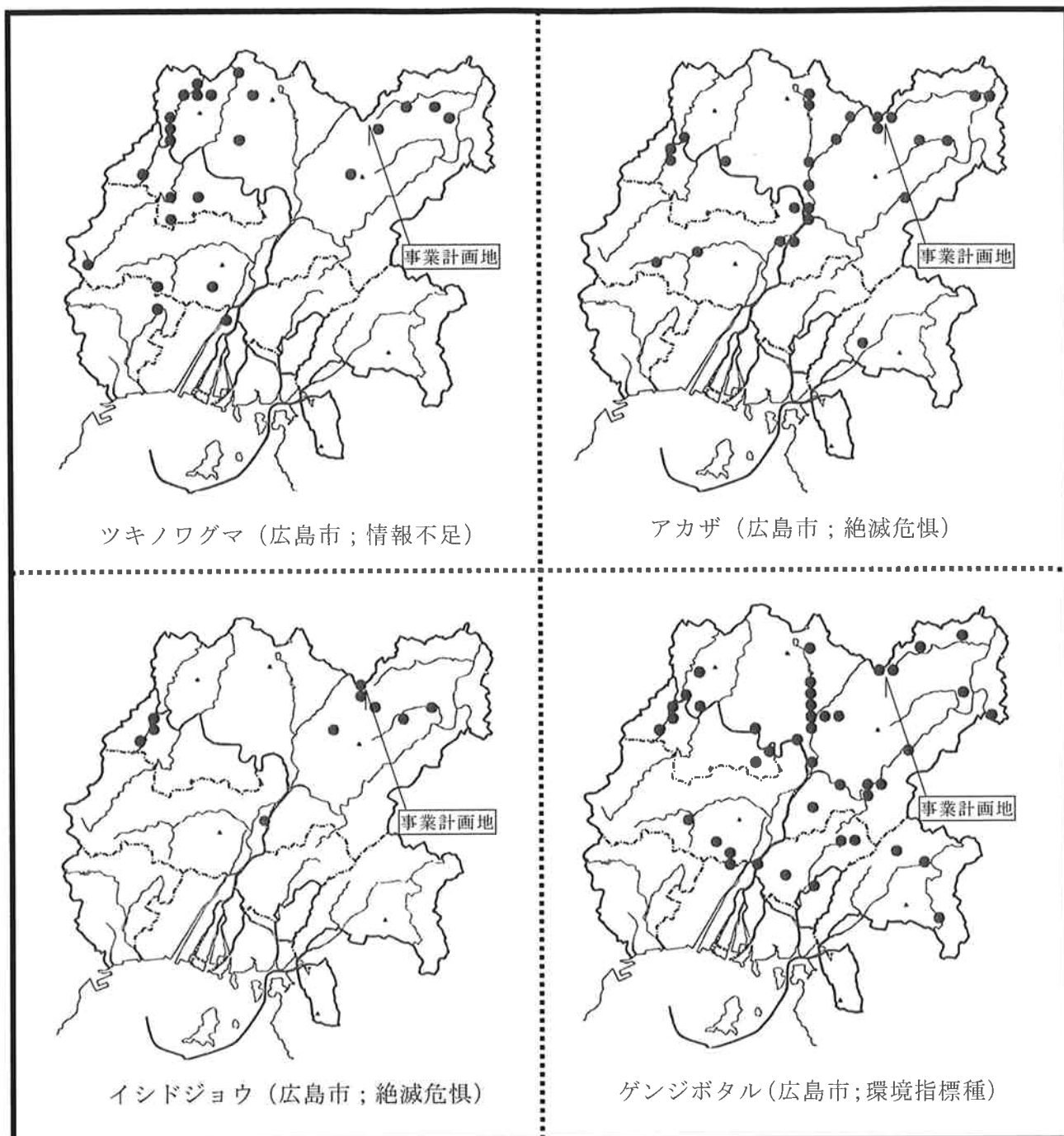


図 3-1-12 動植物分布図

資料：「第 2 回自然環境保全基礎調査
広島県動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）
「第 3 回自然環境保全基礎調査
広島県自然環境情報図」
（平成元年、環境庁）



資料：「広島市の生物－まもりたい生命の営み－」（平成 12 年 3 月、広島市）

図 3-1-13 広島市の希少生物等分布図

3.1.5 景観等

(1) 景観

事業計画地周辺の景観は、当事業計画に伴う増設区域の前面に既存の廃棄物処分場があり、かつ、事業計画地に隣接して他の廃棄物処分場が存在していることから、主として人工的要素で構成されている。

なお、事業計画地を眺望できる自然との触れ合い活動の場となる施設等がないことから、主要な眺望地点は主要地方道大林井原線の沿道からとなる。

(2) 自然との触れ合い活動の場

事業計画地周辺には、自然との触れ合い活動の場となる施設等は存在しない。

(3) 文化財等

白木町及び安佐北区の文化財は、表 3-1-17 に示すとおりであり、安佐北区の指定文化財が 38 件、埋蔵文化財が 144 件存在する。

なお、事業計画地周辺における文化財等の位置は、図 3-1-14 に示すとおりであり、最も近いものは南西約 700m の桧山古墓（埋蔵文化財）である。

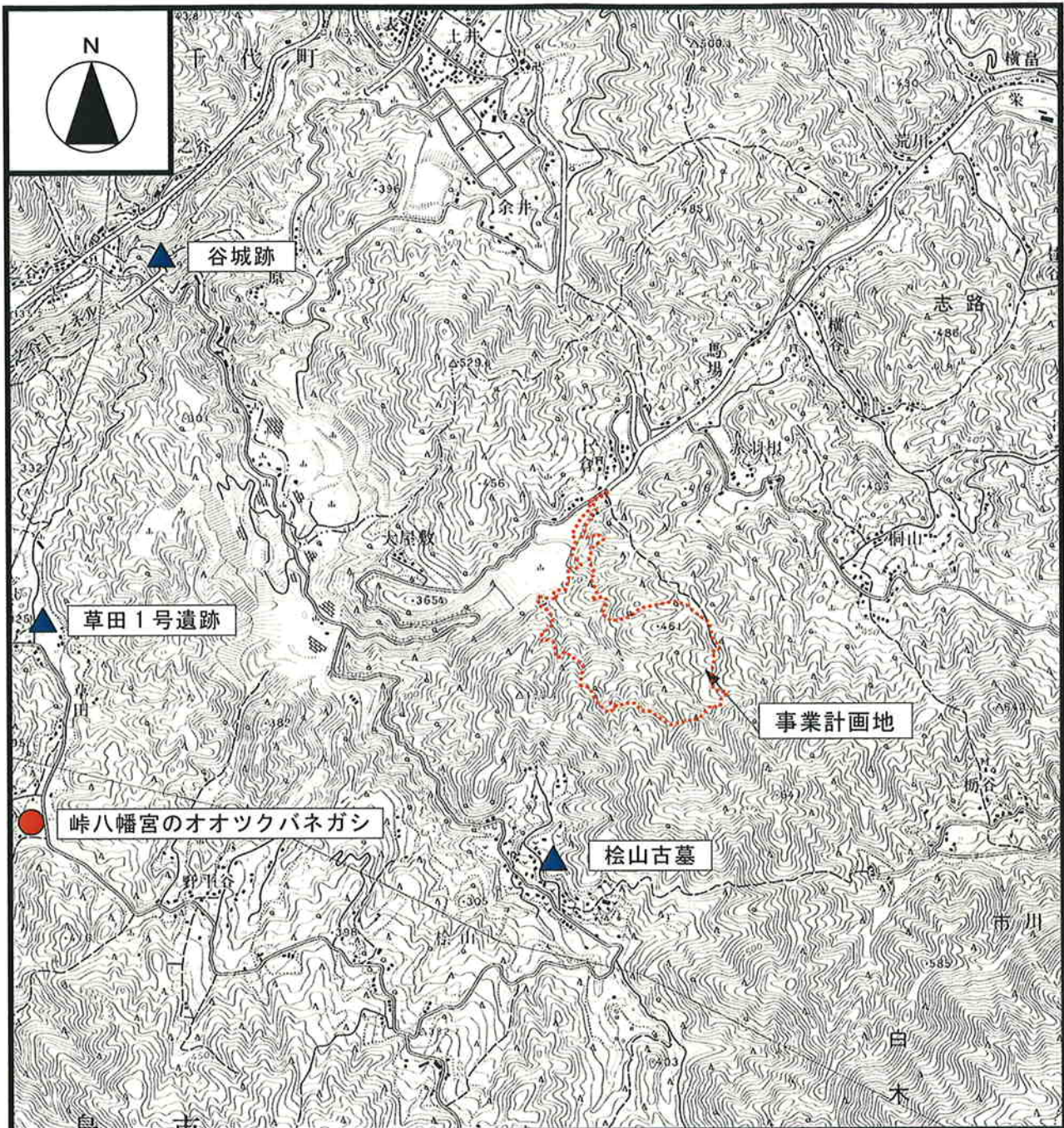
表 3-1-17 指定及び埋蔵文化財

区 分	指定文化財				埋蔵文化財 (現存する遺跡)
	有形文化財	無形文化財 無形民俗文化財	記念物	合計	
白木町	5	0	0	5	—
安佐北区	17	2	19	38	144

注) 平成 17 年 4 月 1 日現在。

資料：「平成 17 年版 広島市勢要覧」(平成 18 年 3 月、広島市)

「広島市遺跡分布地図」(平成 14 年、広島市教育委員会)



凡 例	
●	市指定天然記念物
▲	埋蔵文化財

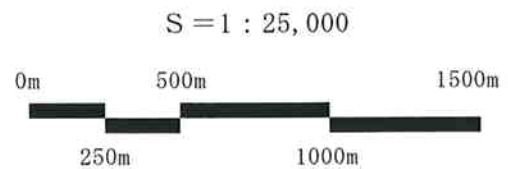


図 3-1-14 文化財位置図

資料：「広島市の文化財」
 (平成 7 年、広島市教育委員会)
 「広島市遺跡分布地図」
 (平成 14 年、広島市教育委員会)

3.2 社会的状況

3.2.1 人口

白木町志路、安佐北区及び広島市の平成19年2月28日現在における人口、世帯数は、表3-2-1に示すとおりである。白木町志路と安佐北区の広島市全市に対する人口割合は、それぞれ0.1、13.5%となっている。

表 3-2-1 人口・世帯数

区 分	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			1世帯あたりの 人口 (人)
		総数	男	女	
白木町志路	308 (0.1%)	677 (0.1%)	319 (0.1%)	358 (0.1%)	2.20
安 佐 北 区	60,842 (12.2%)	154,715 (13.5%)	74,682 (13.4%)	80,033 (13.6%)	2.54
広 島 市	498,688	1,145,591	556,341	589,250	2.30

注) ()内は広島市に占める比率を示している。

資料：「住民基本台帳による広島市の世帯と人口」(平成19年3月、広島市企画総務局)

3.2.2 産業

(1) 産業別従業者数

安佐北区及び広島市全市の平成16年における産業別従業者数は、表3-2-2に示すとおりである。これによると、安佐北区、広島市全市ともに第三次産業の就業者が最も多く、次いで第二次産業、第一次産業となっている。

表 3-2-2 産業別就業者数 (平成16年)

産業大分類		安佐北区 (人)	広島市全市 (人)
第一次産業	農林漁業	77 (0.2%)	467
第二次産業	鉱業	42 (0.1%)	47
	建設業	3,987 (9.8%)	44,625
	製造業	11,078 (27.2%)	59,735
	計	15,107 (37.1%)	104,407
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	118 (0.3%)	4,091
	情報通信業	104 (0.3%)	16,094
	運輸業	2,941 (7.2%)	27,975
	卸売・小売業	9,292 (22.8%)	137,024
	金融・保険業	504 (1.2%)	18,697
	不動産業	300 (0.7%)	10,095
	飲食店、宿泊業	2,428 (6.0%)	43,274
	医療、福祉	4,224 (10.4%)	39,626
	教育、学習支援業	1,180 (2.9%)	14,243
	複合サービス事業	228 (0.6%)	1,854
	サービス業(他に分類されないもの)	4,182 (10.3%)	86,536
	計	25,501 (62.7%)	399,509
合 計		40,685 (100.0%)	504,383

注) 1. ()内は安佐北区に占める比率を示している。

2. 平成16年6月1日現在。

資料：「第27回広島市統計書 平成17年度版」(平成18年3月、広島市)

(2) 農業

安佐北区及び広島市全市の平成 12 年における農家数等は、表 3-2-3 に示すとおりである。これによると、安佐北区及び広島市全市ともに農家数（販売農家）では第 2 種兼業農家が、経営耕地面積では田の割合が最も多くなっている。

表 3-2-3 農家数等（平成 12 年）

区 分		単位	安佐北区	広島市全市
農家数	販売農家	専業農家	戸 428 (51.0%)	839
		第 1 種兼業農家	戸 94 (37.2%)	253
		第 2 種兼業農家	戸 971 (46.0%)	2,113
	自給的農家		戸 1,896 (44.9%)	4,225
	総数		戸 3,389 (45.6%)	7,430
農家人口（自給的農家を除く）		人	2,495 (42.9%)	5,819
経営耕地面積		田	a 93,313 (53.5%)	174,424
		畑	a 16,715 (40.3%)	41,504
		樹園地	a 4,482 (36.0%)	12,436
		総数	a 114,510 (50.1%)	228,364

注) 1. () 内は広島市に占める比率を示している。

2. 平成 12 年 2 月 1 日現在。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年度版」（平成 18 年 3 月、広島市）

(3) 工業

安佐北区及び広島市全市の平成 16 年における事業所数は、表 3-2-4 に示すとおりである。これによると、広島市全市に対する安佐北区の割合は、製造品出荷額等に比べると、事業所数、従業者数がやや高くなっている。

表 3-2-4 事業所数等（平成 16 年）

区 分	単位	安佐北区	広島市全市
事業所数	事業所	283 (19.6%)	1,444
従業者数	人	10,070 (20.6%)	48,962
製造品出荷額等	万円	21,902,090 (12.4%)	176,667,222

注) 1. () 内は広島市に占める比率を示している。

2. 平成 16 年 12 月 31 日現在。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年度版」（平成 18 年 3 月、広島市）

(4) 商業

安佐北区及び広島市全市の平成 16 年における事業所数等は、表 3-2-5 に示すとおりである。これによると、広島市全市に対する安佐北区の割合は、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに、卸売業よりも小売業の方が高くなっている。

表 3-2-5 事業所数等（平成 16 年）

区 分		単位	安佐北区	広島市全市
卸売業	事業所数	事業所	204 (4.0%)	5,151
	従業者数	人	1,911 (3.4%)	56,616
	年間商品販売額	万円	11,633,533 (1.7%)	665,774,885
小売業	事業所数	事業所	982 (9.9%)	9,909
	従業者数	人	7,193 (9.7%)	73,933
	年間商品販売額	万円	11,677,791 (8.5%)	137,487,003

注) 1. () 内は広島市に占める比率を示している。

2. 平成 16 年 6 月 1 日現在。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年度版」（平成 18 年 3 月、広島市）

3.2.3 土地利用

(1) 地目別土地面積

安佐北区及び広島市全市の平成 17 年における地目別土地面積は、表 3-2-6 に示すとおりである。これによると、安佐北区、広島市全市ともに山林が最も広がっている。次いで、安佐北区は田、広島市全市は宅地となっている。

表 3-2-6 地目別土地面積（平成 17 年）

地 目	安佐北区 (千 m^2)	広島市全市 (千 m^2)
宅地	15,560	80,638
田	16,485	31,103
畑	5,729	14,550
山林	127,509	243,778
原野	2,403	4,171
池沼	19	41
塩田、牧場、鉱泉地	—	—
雑種地	4,765	15,504
軌道用地	650	2,422
総 数	173,120	392,207

注) 平成 17 年 1 月 1 日現在。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年度版」（平成 18 年 3 月、広島市）

(2) 土地利用計画

安佐北区及び広島市全市の平成 16 年度末における都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 3-2-7 に示すとおりである。これによると、安佐北区、広島市全市ともに用途地域では第 1 種住居地域が最も広がっている。

なお、事業計画地周辺は都市計画区域に指定されていない。

表 3-2-7 都市計画区域及び用途地域の状況（平成 16 年度末）

地 目		安佐北区 (ha)	広島市全市 (ha)
都市 計画 区域	市街化区域	2,354	15,777
	市街化調整区域	7,261	24,129
	総面積	9,615	42,975
用途 地域	第 1 種低層住居専用地域	772	3,447
	第 2 種低層住居専用地域	6	26
	第 1 種中高層住居専用地域	165	798
	第 2 種中高層住居専用地域	92	1,376
	第 1 種住居地域	871	4,661
	第 2 種住居地域	68	1,048
	準住居地域	22	68
	近隣商業地域	89	1,204
	商業地域	8	695
	準工業地域	152	1,420
	工業地域	108	734
	工業専用地域	—	300
	総面積	2,354	15,777

注) 平成 16 年度末現在。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年度版」（平成 18 年 3 月、広島市）

3.2.4 水域利用

事業計画地周辺には、一級河川太田川の支流の根谷川、大滝川及び人甲川が流れている。事業計画地周辺の漁業権設定状況は、表 3-2-8 及び図 3-2-1 に示すとおりである。

表 3-2-8 漁業権設定状況

免許 番号	漁場の位置	漁業の種類・名称		漁業権者	漁業権の 免許年月日	水系
		種類	名称			
30	太田川、吉山川、高山川、西宗川、小河内川、鈴張川、根谷川、三篠川（広島市安佐南区・安佐北区・東区、佐伯郡湯来町、山県郡加計町・豊平町・簡賀村）	第 5 種 共同漁業	あゆ こい うなぎ もくずがに	太田川漁業 協同組合	H16.1.1	太田川
33	三篠川、河津川、栄堂川、見坂川、関川（広島市安佐北区、高田郡向原町）	第 5 種 共同漁業	あゆ こい うなぎ もくずがに	三篠川漁業 協同組合	H16.1.1	太田川

資料：「漁業権一覧簿（内水面共同・区画）」（平成 16 年 1 月、広島県農林水産部）

3.2.5 交通

事業計画地周辺の道路網は、図 3-2-2 に示すとおりである。

廃棄物車両は、一般国道 54 号からゆずりは農道、主要地方道大林井原線を利用して廃棄物を搬入する計画となっている。

また、平成 17 年度道路交通センサスによると、事業計画地周辺には図 3-2-3 に示すとおり、一般国道 54 号（安佐北区大林町及び安芸高田市八千代町佐々井）及び主要地方道大林井原線（安佐北区白木町志路）に調査地点があり、それらの交通量調査結果は表 3-2-9 に示すとおりである。

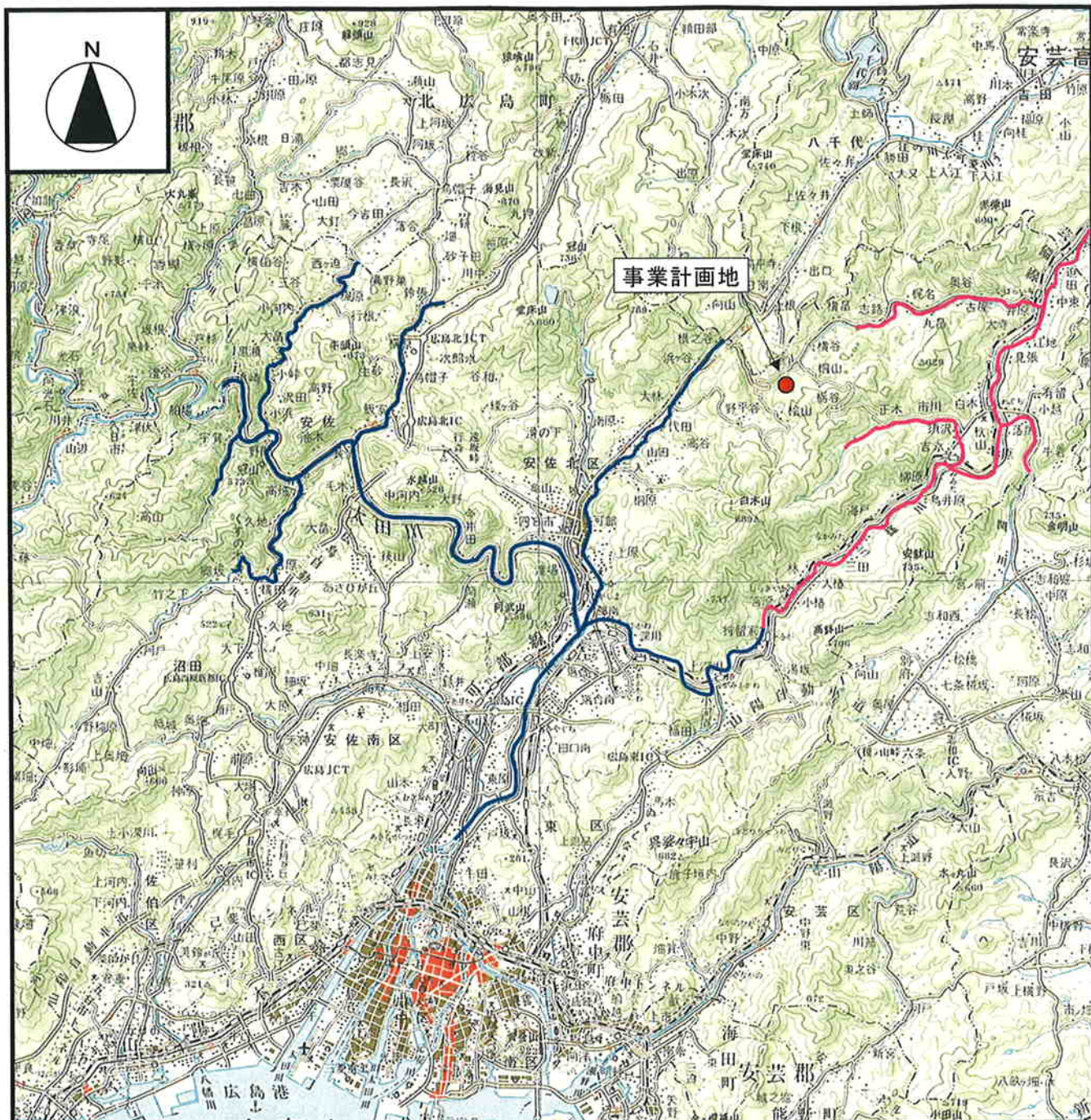
表 3-2-9 道路交通センサス調査結果（平日）

路線名			動力 付き 二輪 車類	自動車類（台/12 時）						
				乗用車類			貨物車類			合計
				乗用車	バス	小計	小型 貨物車	普通 貨物車	小計	
1	一般国道 54 号 （安佐北区大林町）	昼間	115	6,187	43	6,230	1,685	1,610	3,295	9,525
		夜間	40	2,674	10	2,684	493	892	1,385	4,069
		合計	155	8,861	53	8,914	2,178	2,502	4,680	13,594
2	主要地方道 大林井原線 （安佐北区白木町志路）	昼間	29	752	25	777	462	279	741	1,518
		夜間	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	—	—	—	—	—	—	—	—
3	一般国道 54 号 （安芸高田市 八千代町佐々井）	昼間	114	6,529	100	6,629	2,016	1,770	3,786	10,415
		夜間	29	2,348	37	2,385	457	831	1,288	3,673
		合計	143	8,877	137	9,014	2,473	2,601	5,074	14,088

資料：「平成 17 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査表」

（平成 18 年、広島県土木建築部）

「平成 17 年度道路交通センサス」（平成 18 年、広島市道路交通局）



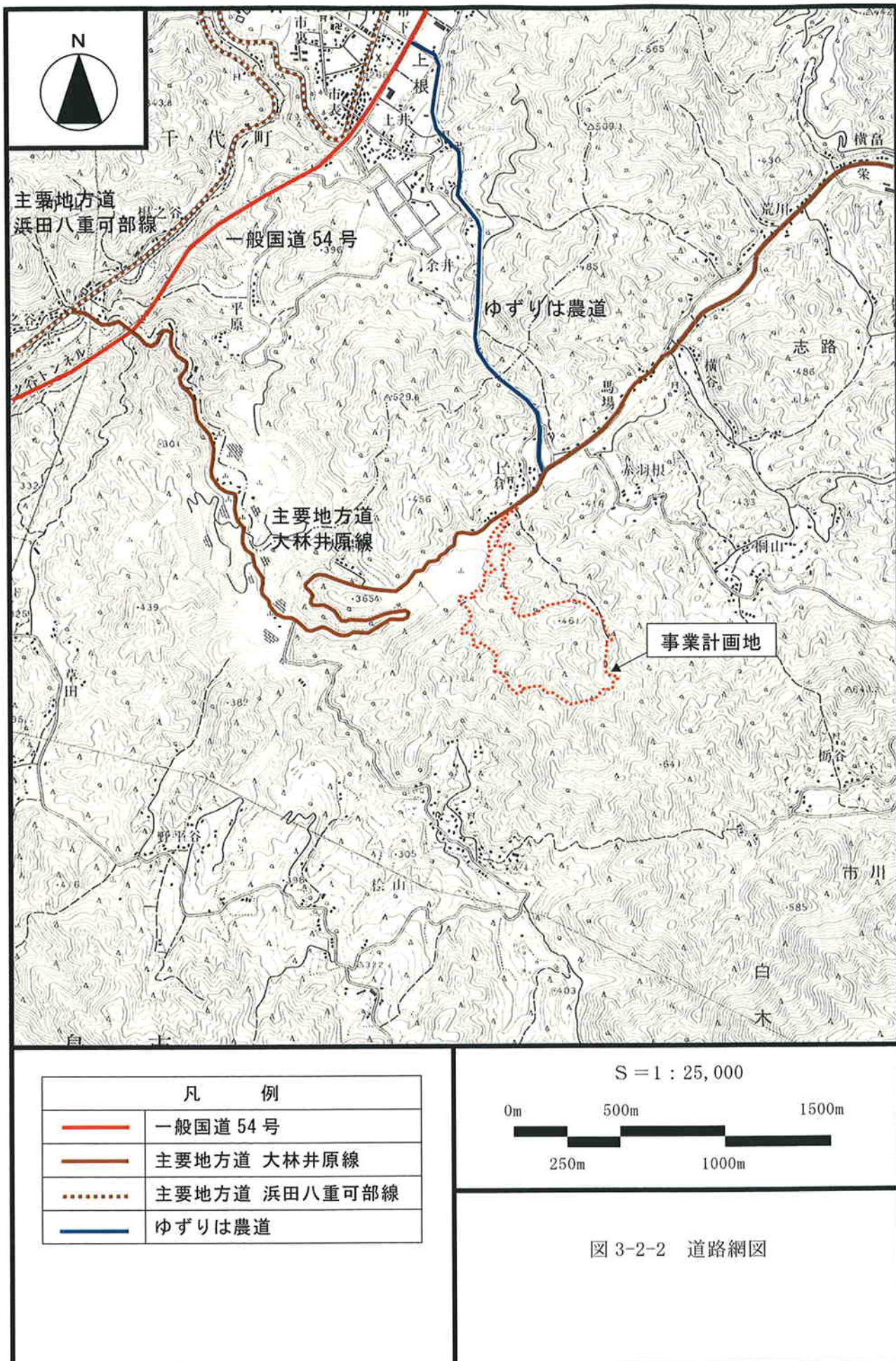
凡 例	
—	漁業権（免許番号：30）
—	漁業権（免許番号：33）

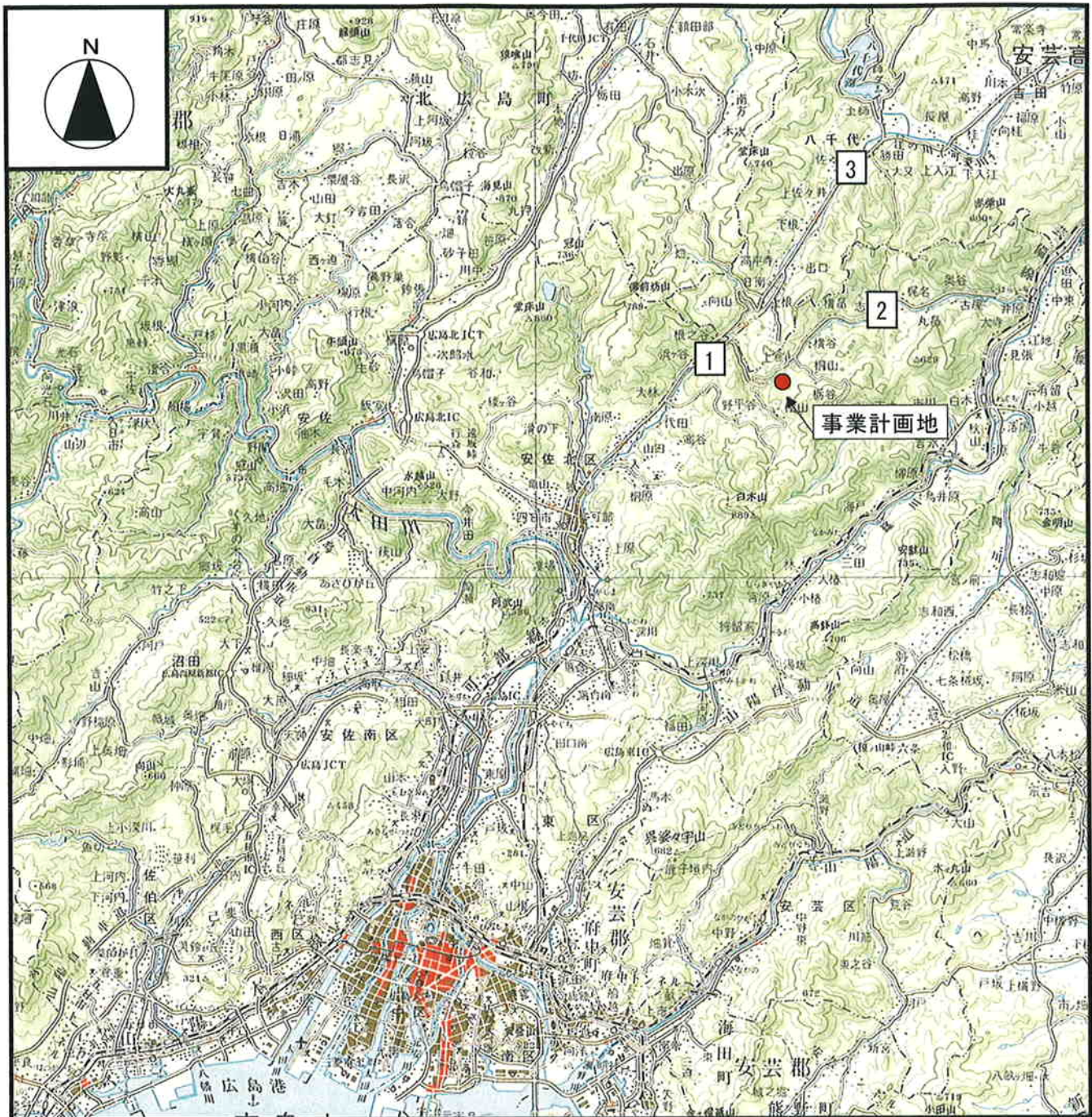
S = 1 : 200,000



図 3-2-1 漁業権位置等

資料：「漁業権一覧簿（内水面共同・区画）」
（平成 16 年 1 月、広島県農林水産部）





凡 例	
1	一般国道 54 号 (安佐北区大林町)
2	主要地方道大林井原線 (安佐北区白木町志路)
3	一般国道 54 号 (安芸高田市八千代町佐々井)

S = 1 : 200,000



図 3-2-3 交通量調査位置図

資料：「平成 17 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査表」
(平成 18 年、広島県土木建築部)
「平成 17 年度道路交通センサス」
(平成 18 年、広島市道路交通局)

3.2.6 環境の保全等に特に配慮が必要な施設

(1) 教育文化施設

安佐北区及び広島市に存在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校数は、表 3-2-10 に示すとおりである。

事業計画地周辺（図 3-2-2 の範囲内）には教育施設は存在しない。

表 3-2-10 幼稚園、小学校、中学校、高等学校数（平成 17 年）

区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
安佐北区	22	28	11	6
広島市	117	145	75	45

注）平成 17 年 5 月 1 日現在。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年度版」（平成 18 年 3 月、広島市）

(2) 保健医療施設

安佐北区及び広島市に存在する病院数等は、表 3-2-11 に示すとおりである。

事業計画地周辺（図 3-2-2 の範囲内）には病院等は存在しない。

表 3-2-11 病院数等（平成 16 年度）

区 分	病 院	一般診療所	歯科診療所
安佐北区	5	104	60
広島市	89	1,165	653

注）平成 16 年 10 月 1 日現在。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年度版」（平成 18 年 3 月、広島市）

3.2.7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市全市の平成 16 年度末における上水道普及率は、給水区域内人口に対して約 97.1%である。なお、事業計画地は給水区域外に位置する。

(2) 下水道

広島市全市の平成 17 年 3 月における公共下水道普及率は、行政区域内人口に対して約 92.8%である。なお、事業計画地は処理区域外に位置する。

3.2.8 環境の保全に係る法令等

(1) 法令等に基づく指定及び規制

① 自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

事業計画地における自然環境関係法令に基づく地域・区域等の指定状況は、表 3-2-12 に示すとおりである。また、事業計画地周辺における自然環境関係法令に基づく指定状況（鳥獣保護区等、農業地域、森林地域、宅地造成工事規制区域等）は、図 3-2-4 及び図 3-2-5 に示すとおりである。

表 3-2-12 自然環境等に関する法令に基づく地域・区域等の指定状況

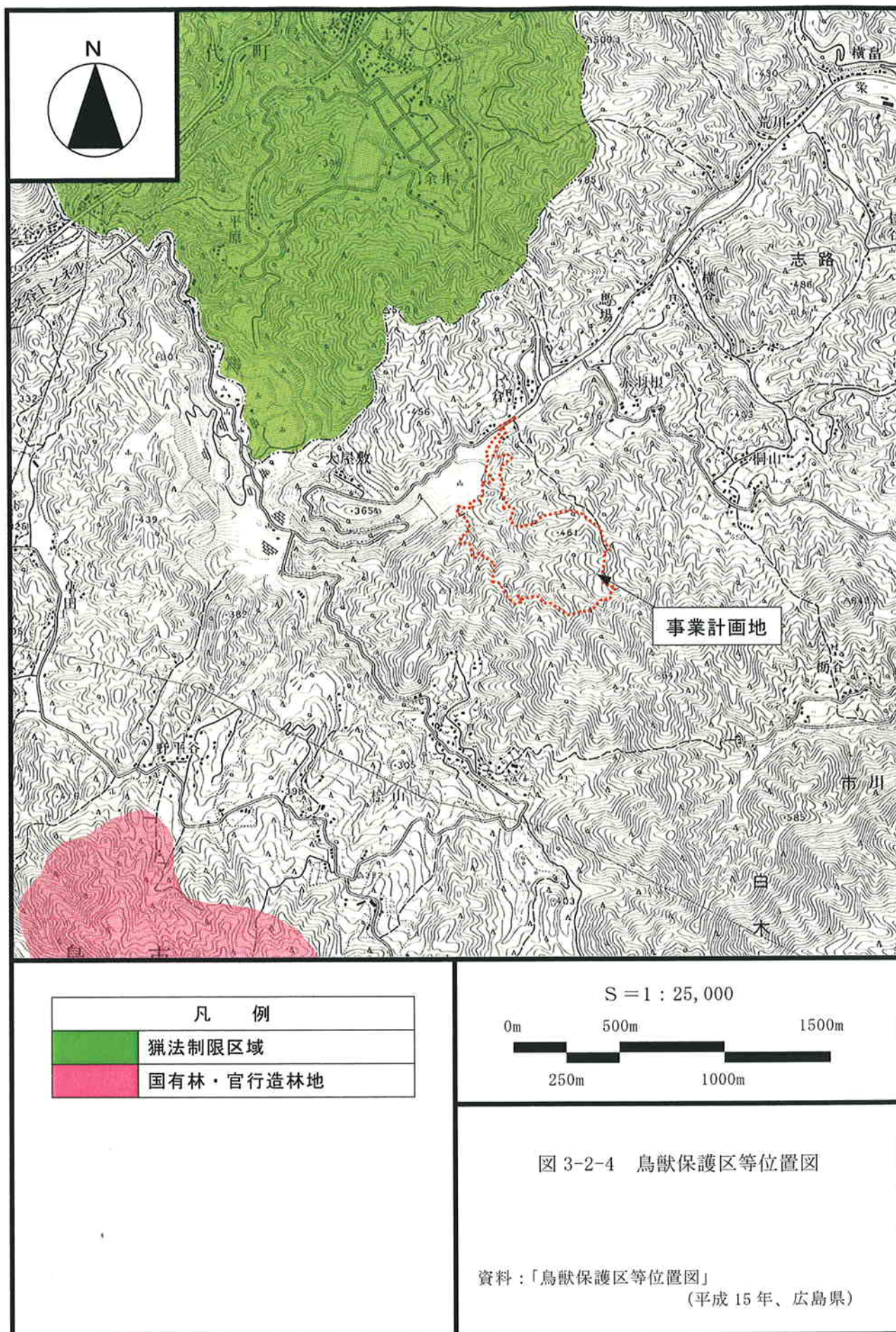
区分	法令	地域・区域等	事業計画地内の指定の有無 ○：指定あり ×：指定なし	参照図
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	—
		自然環境保全地域	×	—
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×	—
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	×	図 3-2-4
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	—
		緑地環境保全地域	×	—
	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	景観指定地域	×	—
		大規模行為届出対象地域	×	—
土地利用	国土利用計画法	都市地域	×	—
		農業地域	○	図 3-2-5
		森林地域	○	図 3-2-5
		自然公園地域	×	—
		自然保全地域	×	—
	都市計画法	都市計画区域	×	—
		用途地域	×	—
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	図 3-2-5
		農用地区域	×	図 3-2-5
防災	森林法	国有林	×	—
		保安林	×	図 3-2-5
		地域森林計画対象民有林	○	図 3-2-5
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	—
	砂防法	砂防指定地	×	—
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	—
	河川法	河川区域、河川保全区域	×	図 3-2-5
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	○	図 3-2-5
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3-1-14
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3-1-14

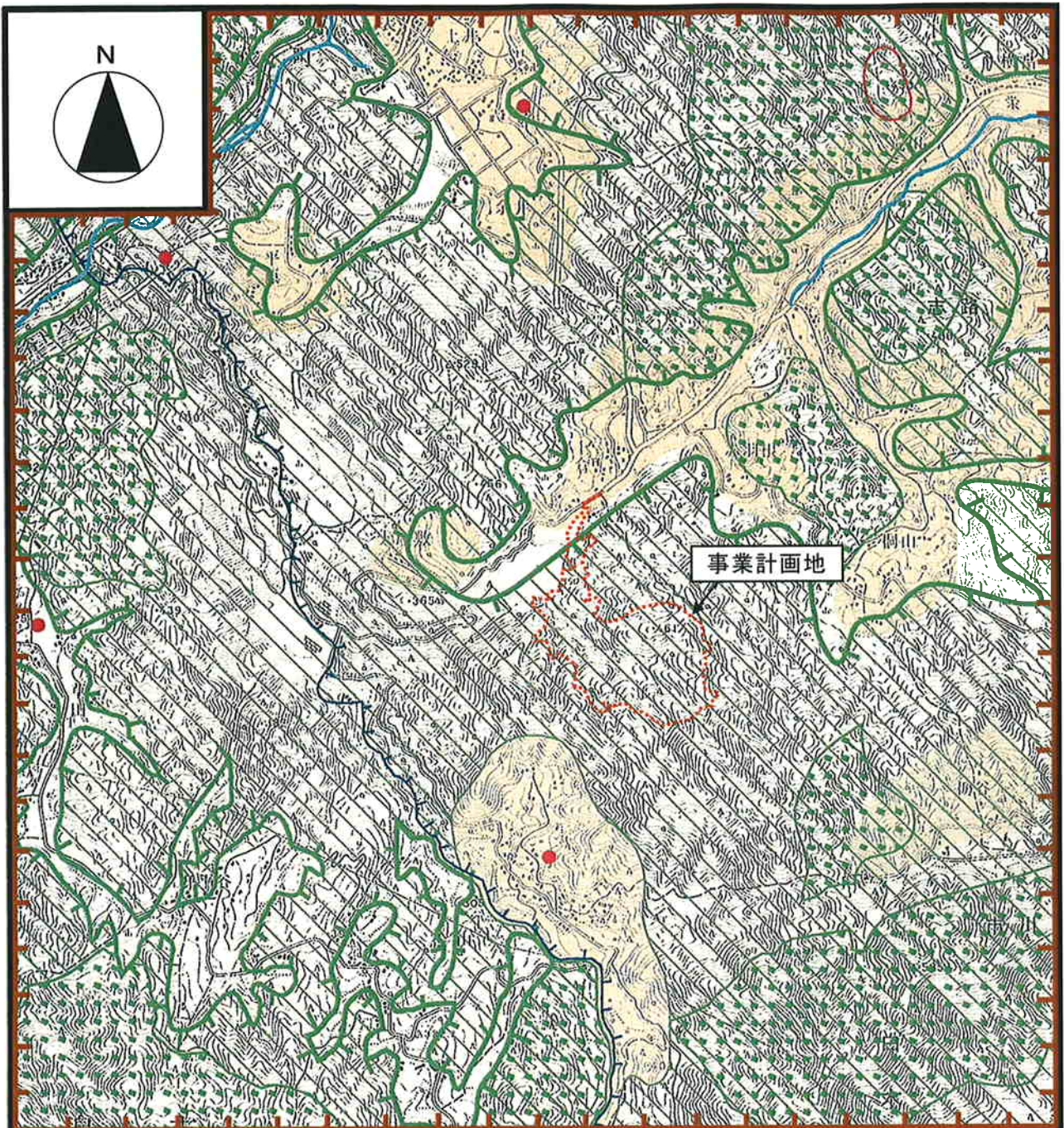
資料：「広島県鳥獣保護区等位置図」（平成 15 年、広島県）

「広島県土地利用総合規制図」（平成 6 年、広島県）

「広島市都市計画総括図」（平成 17 年、広島市）

「平成 18 年（2006 年）版 環境白書」（平成 18 年 9 月、広島県）





凡		例
森林地域	地域森林計画対象民有林	
	保安林	
地域農業	農業振興地域	
	農用地区域	
宅地造成工事規制区域		
河川区域		
埋蔵文化財包蔵地		

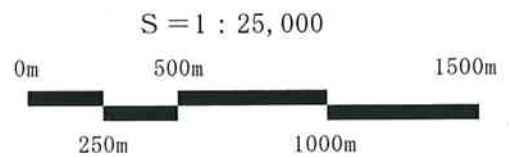


図 3-2-5 保安林等位置図

資料：「広島県土地利用総合規制図」
(平成 6 年、広島県)

② 公害関係法令に基づく環境基準の設定状況及び規制の状況

ア 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表 3-2-13 に示すとおりである。

表 3-2-13 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月 8日

環境庁告示第25号

昭和53年7月11日

環境庁告示第38号

平成 9年2月 4日

環境庁告示第 4号

平成13年4月20日

環境省告示第30号

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質		二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。		1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
物質	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。		年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 マイクロメートル以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年，法律 105 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類について下表のとおり環境基準が全国一律に定められている。

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号	
媒体	基準値
大気 (ダイオキシン類)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

- 備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。
2. 基準値は、年間平均値とする。

イ 騒音

(7) 環境基準

騒音に係る環境基準については、表 3-2-14 に示す基準が一般地域ならびに道路に面する地域の区分ごとに定められている。なお、各類型の指定地域は表 3-2-15 に示すとおりであり、事業計画地周辺はB類型の指定がなされている。

表 3-2-14 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とする。
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基準値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては、40 デシベル以下）によることができる。	

表 3-2-15 騒音に係る環境基準の指定地域

平成 11 年 2 月 12 日 広島県告示第 149 号

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域及び用途地域の定めのない地域（C 類型に該当する地域を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

(4) 規制基準等

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条に規定する特定建設作業により発生する騒音については、表 3-2-16 に示す規制基準が区域の区分及び時間の区分ごとに定められている。また、自動車騒音については、同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、要請限度が表 3-2-17 に示すとおり定められている。

なお、地域の指定は同法第 3 条の規定に基づきなされており、事業計画地周辺は第 2 種区域の指定がなされている。

表 3-2-16 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号						
規制の種類	特 定 建 設 作 業 の 種 類					
	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 の使用作業	びょう打ち 機の使用作 業	さく岩 機の使用 作業	空気圧縮 機の使用 作業	コンクリートプラント 又はアスファルトプ ラントを設けて 行う作業	バックホウ（ $\geq 80\text{kw}$ ）、ト ラクターショベル（ $\geq 70\text{kw}$ ）、 ブルドーザー（ $\geq 40\text{kw}$ ） の使用作業
基準値	85 デシベル					
作業禁止時間	第 1 号区域にあつては午後 7 時から翌日の午前 7 時まで					
	第 2 号区域にあつては午後 10 時から翌日の午前 6 時まで					
1 日当たりの 作業時間	第 1 号区域にあつては 10 時間/日を超えないこと					
	第 2 号区域にあつては 14 時間/日を超えないこと					
同一場所にお ける作業日数	連続 6 日を超えないこと					
作業禁止日	日曜日その他の休日					

注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線上での値。

2. 特定建設作業に係る地域指定は、昭和 61 年 4 月 1 日、広島市告示第 96 号に基づき次のとおり指定されている。

区域の区分	指 定 状 況
第 1 号区域	第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全域と第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 号区域	上記以外の地域

注) 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く）

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。))に限る。))の地域

第 4 種区域：工業地域又は工業専用地域

表 3-2-17 自動車騒音の限度

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号
昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 96 号

区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近接区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	用途地域の定めのない地域(c 区域に該当する区域を除く)	2 車線以上 近接区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。))の地域	車線を有する道路 近接区域	75 デシベル	70 デシベル

- 注) 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
2. 「車線」とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。
3. 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。
4. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

ウ 振動

振動については、環境基準の定めはないが、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条に規定する特定建設作業により発生する振動については、表 3-2-18 に示す規制基準が区域の区分及び時間の区分ごとに定められている。また、道路交通振動については、同法施行規則第 12 条の規定に基づき、要請限度が表 3-2-19 に示すとおり定められている。

なお、地域の指定は同法第 3 条の規定に基づきなされており、事業計画地周辺は第 1 種区域の指定がなされている。

表 3-2-18 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号				
規制の種類	特 定 建 設 作 業 の 種 類			
	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の 使用作業	鋼球を使用して建築 物その他の工作物を 破壊する作業	舗装版破砕機の 使用作業	ブレーカー の使用作業
基準値	75 デシベル			
作業禁止時間	第 1 号区域にあっては午後 7 時から翌日の午前 7 時まで			
	第 2 号区域にあっては午後 10 時から翌日の午前 6 時まで			
1 日当りの 作業時間	第 1 号区域にあっては 10 時間/日を超えないこと			
	第 2 号区域にあっては 14 時間/日を超えないこと			
同一場所にお ける作業日数	連続 6 日を超えないこと			
作業禁止日	日曜日その他の休日			

注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

2. 特定建設作業に係る地域指定は、昭和 61 年 4 月 1 日、広島市告示第 97 号に基づき次のとおり指定されている。

区域の区分	指 定 状 況
第 1 号区域	騒音の規制区域の区分が第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全域と第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 号区域	上記以外の地域

注) 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く）

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

第 4 種区域：工業地域

表 3-2-19 道路交通振動の限度

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべて平均した数値とする。

昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 97 号

区域の区分	区域の範囲
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（第 2 種区域に該当する区域を除く）
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 97 号

時間の区分	時 間
昼間	午前 7 時から午後 7 時まで
夜間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで

エ 悪臭

悪臭については、環境基準は定められていないが、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく広島市における規制基準等は表 3-2-20 に示すとおりであり、規制地域は、広島市全域となっている。

事業計画地周辺は、都市計画区域外であり第 3 種区域の指定がなされている。

表 3-2-20 悪臭防止法の規定に基づく規制基準等

平成 15 年 9 月 1 日 広島市告示第 314 号		
区域の区分	許容限度	備 考
第 1 種区域	臭気指数 10	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	臭気指数 13	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定めのない地域であつて第 3 種区域に該当する区域を除く区域
第 3 種区域	臭気指数 15	工業地域、工業専用地域、都市計画区域の定めのない地域

オ 水環境（水質汚濁）

（7）環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目について、表 3-2-21 に示すとおり全公共用水域及び地下水に基準が定められており、生活環境の保全に関する水素イオン濃度（pH）等 6 項目については、水域の類型別に表 3-2-22 に示すとおり基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条に基づく、ダイオキシン類による水質の汚染に係る環境基準は表 3-2-23 に示すとおりである。なお、事業計画地周辺の河川（大滝川）は、類型の指定がなされていない。

表 3-2-21 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準（河川、湖沼、海域、地下水）

公共用水域：昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

地下水：平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/l 以下	1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	ふっ素	0.8 mg/l 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下
シス-1.2 ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下

備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規定の方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規定の方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3-2-22 水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準〔河川〕

ア

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50 MPN/100ml 以下	別に環境庁長 官又は都道府 県知事が水域 類型ごとに指 定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1000 MPN/100ml 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5000 MPN/100ml 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 及びE欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/1 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/1 以上	—	
備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする。							

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

平成 15 年 11 月 5 日 環境省告示第 123 号

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

表 3-2-23 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下

備考) 1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
 2. 基準値は、年間平均値とする。

(イ) 規制基準等

水質汚濁については、水質汚濁防止法及び条例による規制が行われ、表 3-2-24(1)、(2)に示すとおり特定施設を有する工場、事業場の排水について、排水基準が定められているほか、項目によっては、条例で当該排水基準より厳しい上乗せ排水基準が定められている。なお、本事業は水質汚濁防止法に規定する特定施設には該当せず、これらの法律による規制は受けない。

安定型最終処分場については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和 52 年 3 月 14 日付総理府令及び厚生省令第 1 号)により表 3-2-25 に示すとおり、浸透水及び地下水の水質検査項目及び基準が定められている。

表 3-2-24 (1) 排水基準

生活環境項目に係る基準

昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

	項 目	許容限度
一般項目	水素イオン濃度 (pH) (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6 海域に排出されるもの 5.0~9.0
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	160 (日間平均 120)
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)	160 (日間平均 120)
	浮遊物質 (SS) (mg/l)	200 (日間平均 150)
	大腸菌群数 (1cm ³ につき個)	日間平均 3,000
特殊項目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l) (鉱油類含有量)	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l) (動植物油脂類含有量)	30
	フェノール類含有量 (mg/l)	5
	銅含有量 (mg/l)	3
	亜鉛含有量 (mg/l)	2
	溶解性鉄含有量 (mg/l)	10
	溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10
	クロム含有量 (mg/l)	2
	窒素含有量 (mg/l)	120 (日間平均 60)
	リン含有量 (mg/l)	16 (日間平均 8)

備考) 1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

表 3-2-24 (2) 排水基準

有害物質に係る基準

昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びE P Nに限る)	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l (海域はほう素 230 mg/l)
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l (海域はふっ素 15 mg/l)
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/l

備考)「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-25 安定型最終処分場の周縁地下水・浸透水の検査項目等

浸透水・地下水

昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号

項 目	基 準 値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/l 以下
カドミウム	0.01 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下

浸透水

検査項目	基準値
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20 mg/l
化学的酸素要求量 (COD)	40 mg/l

備考)「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界を下回ることをいう。

カ 土壤環境（土壤汚染）

（7）環境基準

土壤の汚染に係る環境基準は、表 3-2-26 に示すとおりである。

表 3-2-26 土壤の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1l につき 1mg 以下であること。

備考）1. 「検液中に検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

(2) 広島市環境基本計画

① 計画の目標と基本方針

広島市では、将来の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現することを目的に、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の基本理念を踏まえ、広島市環境基本計画を策定し、本市の将来像を以下のように設定している。

【環境を保全し、創造する都市・広島】

～広島らしい環境保全・創造によりアイデンティティ形成の一翼を担う～

「アイデンティティ形成」について

広島市基本構想及び第4次広島市基本計画において、広島市のアイデンティティの形成（都市の主体性や個性、独自性を確立し自覚すること）により、広島らしい都市の姿や市民の生活を実現していくこととしている。

この将来像を具現化するために、以下の5つ「ア～オ」の基本目標を設定している。

ア 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

本市は、中心部には6つの川が流れ、南の瀬戸内海、北の緑濃い山々など、豊かな自然に恵まれている。この「水と緑」に代表される豊かな自然環境を守り、育て、さらに、自然とのふれあいによりその恩恵を受けることは市民の願いである。また、この豊かな自然環境は、将来の世代に受け継いでいかなければならない大切な資源である。

生物の多様性の確保、森林等の自然環境の保全や整備、自然の適正な利用などを通じて、自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、これを将来の世代へ継承する。

イ 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を創造する

都市化の進展に伴う人口の集中や産業の集積、また大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、自動車による大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁等、市民生活に身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化、オゾン層の破壊等、地球的規模で環境へ影響を及ぼしている。

市民の健康や生活環境に影響を及ぼす公害を防止するとともに、エネルギー・資源の効率的利用や廃棄物の循環利用、環境負荷を低減するための交通体系の整備を推進するなど、都市全体としての環境負荷低減に向けた仕組みづくりを進め、健康かつ安全な生活環境を保全し、環境への負荷の少ない循環型の社会を創造する。

ウ 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、創造する

本市は、街なかの緑や水辺、美しい街並み、歴史的・文化的資源などアメニティ豊かな環境を有する都市である。

こうした潤いと安らぎを感じることでできる都市環境は、市民がより快適な生活をおくる上で重要な要素である。

本市の多彩な環境のバランスを保ちながら、都市の緑化や水辺環境の整備、美しい都市景観の維持・向上、歴史的・文化的資源の保全など、潤いと安らぎのある都市環境を積極的に保全し、創造する。

エ 地球環境の保全に積極的に貢献する

「国際平和文化都市」を都市像に掲げる本市は、地球上のあらゆる生命が良好な環境の下で平和のうちに共存できるよう、国際社会においてできる限り貢献していくことを目指している。

他方で、本市では、人口の集中や産業の集積、社会経済活動の進展の結果として大量のエネルギーが消費されており、温室効果ガスの発生抑制等地球環境問題に対応した一層の取組が求められている。

地球環境の保全という視点から、自然エネルギーの利用やエネルギーの効率的利用など、足元からの取組を進めるとともに、国際交流や国際協力などの諸活動を通じて地球環境の保全に積極的に貢献する。

オ 市民・事業者・市の協働により環境の保全と創造に取り組む

ア～エまでの基本目標を達成するためには、市民・事業者・市といった主体の全てが、環境問題は自らの日常生活や事業活動と深く関わっていることを認識し、各々の責務に応じた役割分担と三者の協働のもとに環境問題に取り組んでいくことが必要である。

市民や事業者に対して、適切な情報提供や環境教育、環境保全に関する活動・取組への支援を行うなど、市民・事業者・市が全員参加し、自主的かつ積極的に自らの役割を果たすことのできる仕組みづくりを進め、環境の保全・創造に取り組む。

② 地域別環境配慮指針

広島市域内の各地域は、自然条件や土地利用の状況が異なっており、今後推進すべき環境づくりのあり方も一様ではないことから、地域の環境特性に応じた、よりきめ細かい環境への配慮指針を作成する必要がある。

広島市環境基本計画では、各地域の環境特性を踏まえて、その地域での環境づくりの方向性と主要な取組の内容を示している。

ア 地域区分の考え方

地域区分に当たっては、自然環境、土地利用、人と環境との関わり、および環境単位としてある程度まとまりを持つ地域(特に周辺部に見られる流域を基本とした単位)であることなどを勘案し、図 3-2-6 に示すように、広島市域を 10 地域に区分した。事業計画地は、「三篠川流域」の区分内に存在する。



図 3-2-6 地域区分

イ 地域別の概況、環境づくりの方向

環境基本計画策定のための基礎資料を得るため、平成 11 年 11 月に「環境に関する市民アンケート調査」を実施している。

このアンケート調査の中に、アンケート回答者の居住地周辺の環境（空気のきれいさ、水辺環境のきれいさ、緑の豊かさ、まちの静かさ、まちの清潔さ、自然とのふれあい、くらしの快適さ、街並みの美しさ、総合評価、の 9 項目）に対する満足度を問う設問が設定されている。

それぞれの項目に選択肢が「満足」、「やや満足」、「どちらでもない」、「やや不満」、「不満」の 5 つ設定されているが、「満足」=2、「やや満足」=1、「どちらでもない」=0、「やや不満」=-1、「不満」=-2 とした加重平均によって得た値を「地域住民の満足度」として捉えている。

三篠川流域における環境の概況、地域住民の満足度、環境づくりの方向等は、表 3-2-27 及び図 3-2-7 に示すとおりである。

表 3-2-27 地域別の概況、環境づくりの方向

項 目	三篠川流域
環境特性	豊かな自然環境資源に恵まれた農業地域
自然環境	・ 大部分の地域が植林、自然林、田畑などで占められ、豊かな自然が残っている。 ・ 大屋敷の溪谷や正木の大滝・小滝など貴重な地形が存在している。 ・ 市街地周辺には、白木山をはじめ大規模な山塊があり、多様な生物が生息している。 ・ 栄堂川周辺には、里山の環境がある。 ・ 白木山のブナ林をはじめ、鎌倉寺山及び長者山には、貴重な植物群落がある。
生活環境	・ 三篠川、関川などは良好な水質を保持している。 ・ 三篠川の兩岸一帯は、農用地区域（将来とも農用地などとして利用すべき土地の区域）が広がっている。
快適環境	・ 白木山、神ノ倉山は、自然とのふれあいの場としてハイキングなどに利用されている。 ・ 三篠川は、水浴、釣りなどレクリエーションの場として市民に利用されている。 ・ 栄堂川周辺には里山景観が見られる。 ・ 新宮神社の大イチョウが天然記念物に指定されている。 ・ 湯坂川流域はホテルの生息地域となっている。 ・ 三篠川中流域は野鳥の飛来地域となっている。
地域住民の満足度	・ 緑の豊かさ、自然とのふれあいなど環境面の多くの部分で、高い満足度が得られているが、くらしの快適さについては、やや満足度が低い。 ・ 総合評価でみると、広島市全域より、やや低い満足度を示している。（図 3-2-7 参照）
基本方向	○ 豊かな自然にふれあえる、都市周辺地域の創造を目指す ・ 山、川の自然と、まとまりをもった田園環境をベースとして、市街地と農村がとけあう地域づくりを目指す。
施策展開の指針	○ 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する ・ 地域の大部分を占める森林について、地域林業の振興策と連携しつつ、流域の優れた山林の環境を保全する。 ・ 三篠川など河川の改修に当たっては、自然素材や、生態系へ配慮した工法や技術を採用するように努める。 ・ ほ場整備等の農業生産基盤の整備など、当地域に多くある農地の保全に努める。また、環境への負荷の少ない有機栽培や減農薬栽培等の普及など環境保全型農業の推進を図る。 ・ 白木山、三篠川等の河川空間など、自然資源を活用したレクリエーション空間の形成を図る。 ○ 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を創造する ・ 良好な水質を保つため、集落地域の生活排水対策を進める。 ○ 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、創造する ・ 自然環境や田園環境と調和した安らぎのある住宅地や美しい農村景観の形成を図る。 ○ 地球環境の保全に積極的に貢献する ・ 緑による二酸化炭素の吸収・貯蔵を図るため、森林資源の適正な保全・管理に努める。

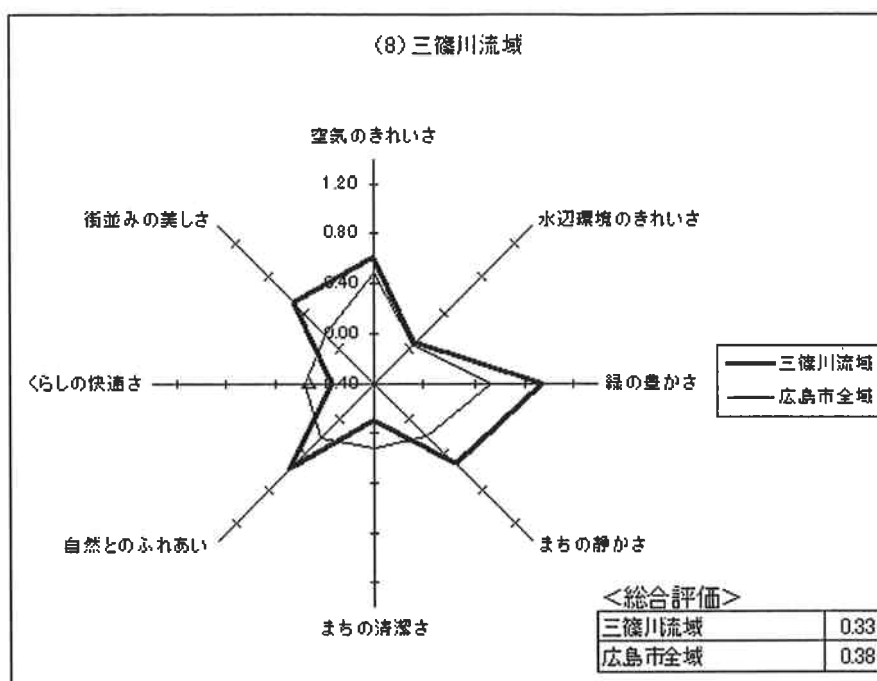


図 3-2-7 地域住民の満足度

ウ 事業別環境配慮指針

目指す目標を実現していくためには、現在実施している一定規模以上の事業を対象とする環境影響評価だけではなく、環境に影響を及ぼすおそれのある全ての事業について、環境保全に関する適切な配慮がなされる必要がある。また、それらの環境配慮は事業の性格により異なってくるものであることから事業の類型毎に主な配慮の指針を定めている。

本事業に関係する事業別環境配慮指針は表 3-2-28 に示すとおりである。

表 3-2-28 事業別環境配慮指針

区分	環境配慮指針
共通項目	- 事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。 - 自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避ける。 - 施設の建設等に当たっては、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進するとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型の建築物の導入に努める。 - 地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。
廃棄物・下水処理系の事業	- 事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭等を進行させることのないように配慮する。 - 有害化学物質などによる環境汚染が生じないように、廃棄物や汚泥の処理・処分を適正に行う。 - 焼却灰や下水汚泥の資源化を図るとともに、焼却による余熱や下水熱の有効利用に努める。 - 廃棄物処理系の事業については、廃棄物の運搬に際して周辺への影響を与えないよう、適切な輸送経路の設定や低公害車の導入に努める。 - 下水処理水は、修景用水等として再利用に努める。 - 下水道の雨水系水路において良好な水辺環境や親水性を備えた整備に努める。 - 施設内緑化を推進するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。